

# 金融危機後の日本における 雇用対策について

2 0 0 9 年 7 月  
厚 生 労 働 省

# 資料の構成

## 1 現下の経済・雇用失業情勢

## 2 金融危機後の追加雇用対策

- ① 「安心実現のための緊急総合対策」における雇用対策
- ② 「生活対策」における雇用対策
- ③ 「生活防衛のための緊急対策」における雇用対策
- ④ 「経済危機対策」における雇用対策

## 3 主な雇用対策の概要

### (参考) 雇用・労働政策の概要

- 新雇用戦略
- 社会保障の機能強化のための緊急対策  
～5つの安心プラン～(抄)

# 1 現下の経済・雇用失業情勢

## (日本経済の現状)

- 深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、日本経済もまた、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなるなど、景気は急速に悪化し、一部に持ち直しの動きがあるものの、厳しい状況にある。
- 加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念など、景気をさらに下押しするリスクが存在。
- 2009年1～3月期の実質GDP(国内総生産)成長率は、前期比で3.8%減(年率14.2%減)と、5四半期連続のマイナス成長で、減少幅が大幅に拡大。

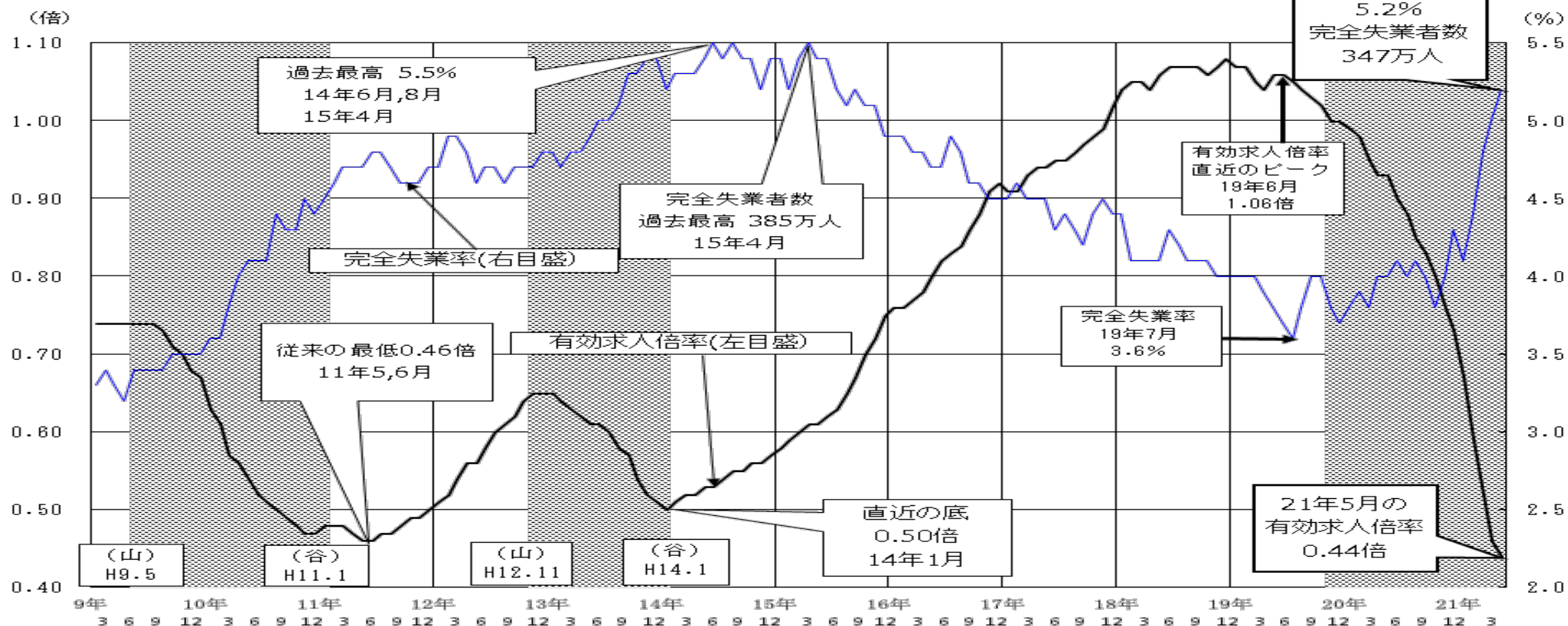
## (雇用失業情勢の現状)

- 現下の雇用失業情勢は、完全失業率が5%を上回るなど、さらに厳しさを増している。
  - ・有効求人倍率は直近のピークの1.06倍(2007年6月)から0.44倍(2009年5月)まで低下
  - ・ハローワークの求職者は中高年層の事業主都合離職者を中心に08年9月以降大きく増加
  - ・2009年5月の完全失業率は5.2%と上昇が続いている、完全失業者は347万人
- 生産活動は持ち直しているものの、極めて低い水準にあることなどから、雇用の大幅な調整が引き続き懸念される。

# 現下の雇用失業情勢 - さらに厳しさを増している -

- 完全失業率は、5月は**5.2%**と前月より0.2ポイント上昇。
- 有効求人倍率は、5月は**0.44倍**と前月より0.02ポイント低下し、**過去最低**。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**（新規求職者数）は、**前年同月比88.8%の増加**。
- 日銀短観（6月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、全規模**全産業で過剰感が増加**（+20→+23）。  
全規模**製造業の過剰感も依然高水準**（+38→+37）。
- 5月の雇用保険の受給者数は前年同月比70.3%増の94万人と、大幅に増加（受給資格決定件数は前年同月比38.8%増）。
- 各都道府県労働局からの報告（6月）によると、昨年10月から本年9月における非正規労働者の雇止め等は**3,71.6事業所、22万3千人**（予定を含む）。

## 完全失業率と有効求人倍率の動向



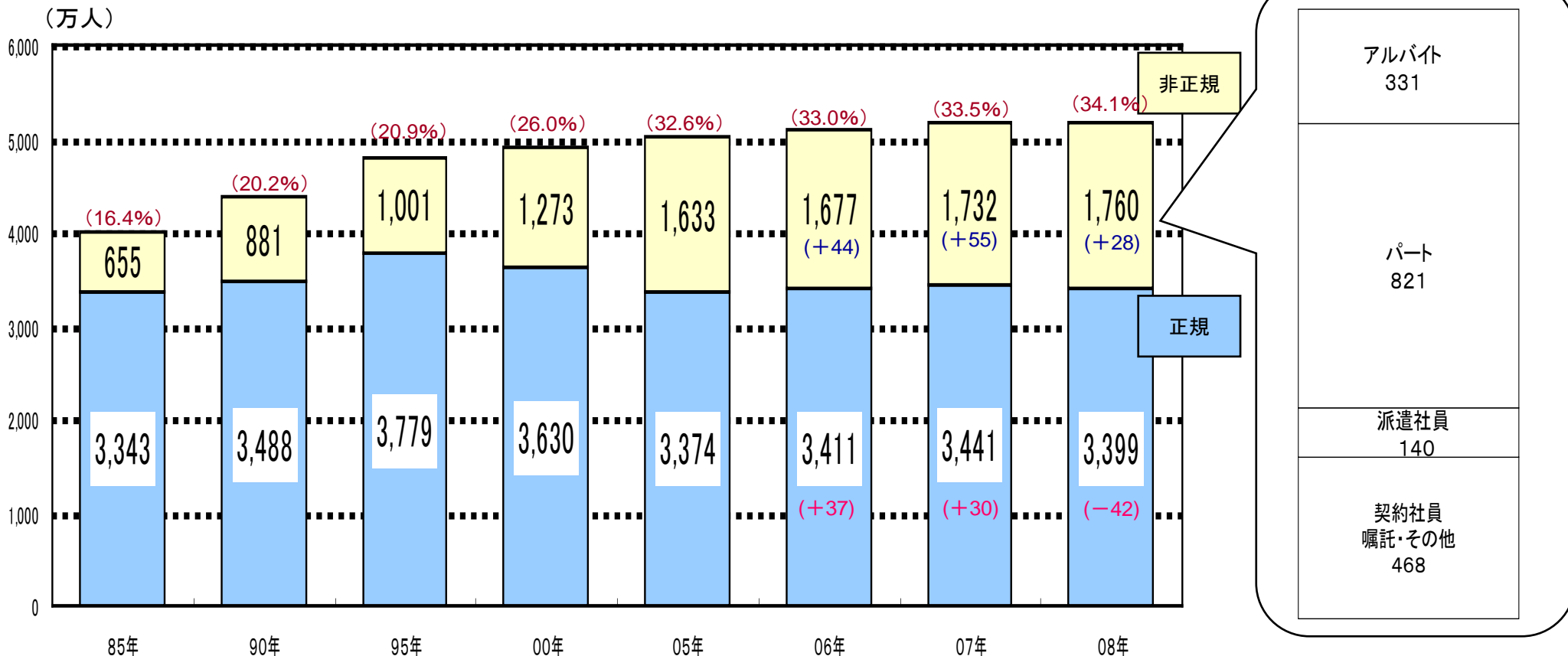
(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期

# 正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向。一方、パート、派遣、契約社員等は、若年層を中心に増加。
- 派遣労働者、パートタイム労働者が現在の就労形態に就いた理由のうち、「正社員として働ける会社がないから」とする者の割合は上昇。

※派遣労働者 94年：19.2% → 07年：37.3%、パートタイム労働者 94年：11.9% → 07年：12.2%\*



資料出所 2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。

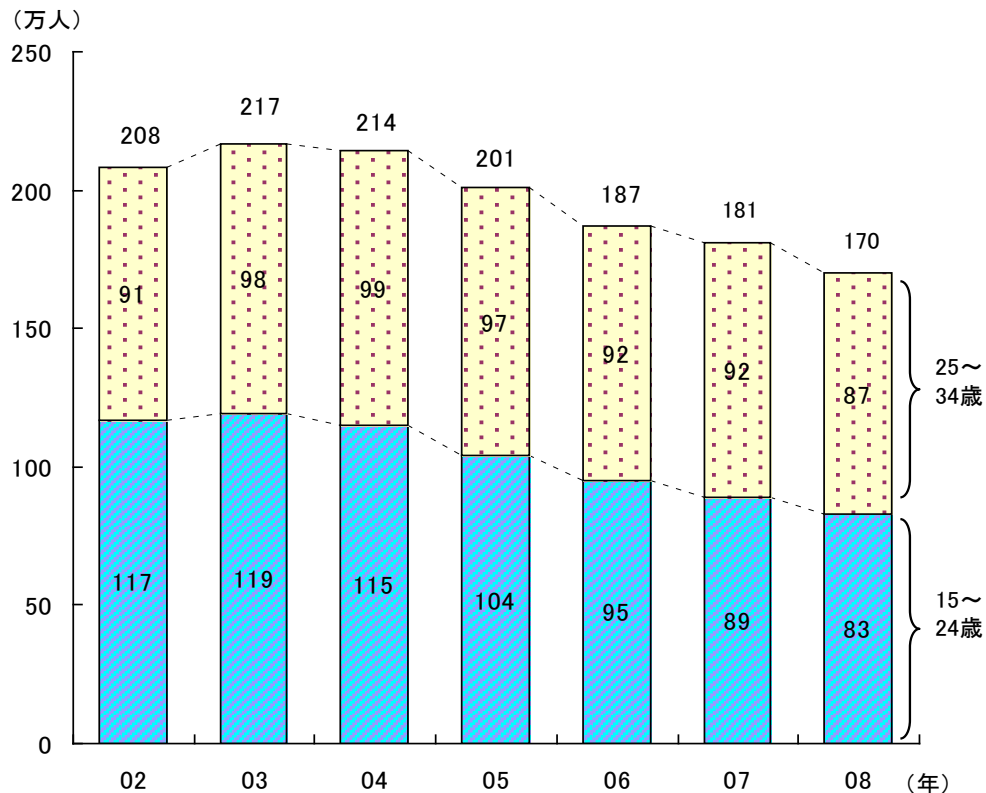
（注）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

\* 資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

# ○ フリーターの状況等

○ いわゆる「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、5年連続で減少。

## フリーターの数の推移



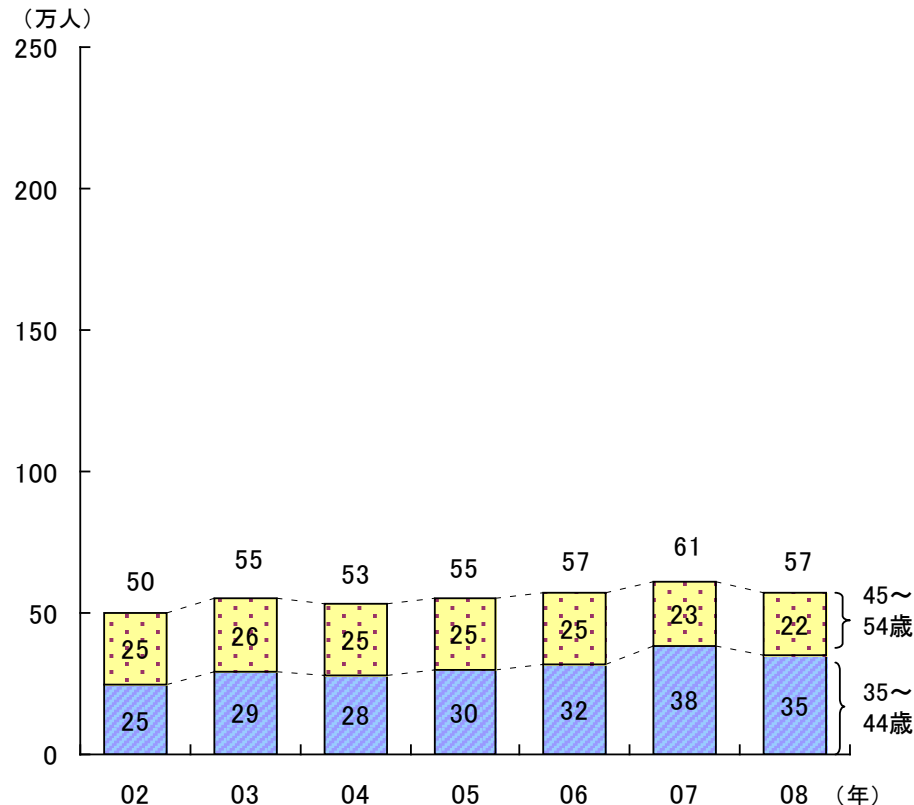
(資料出所)総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) 「フリーター」の定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

(参考)

## パート・アルバイト及びその希望者(35~54歳)の推移

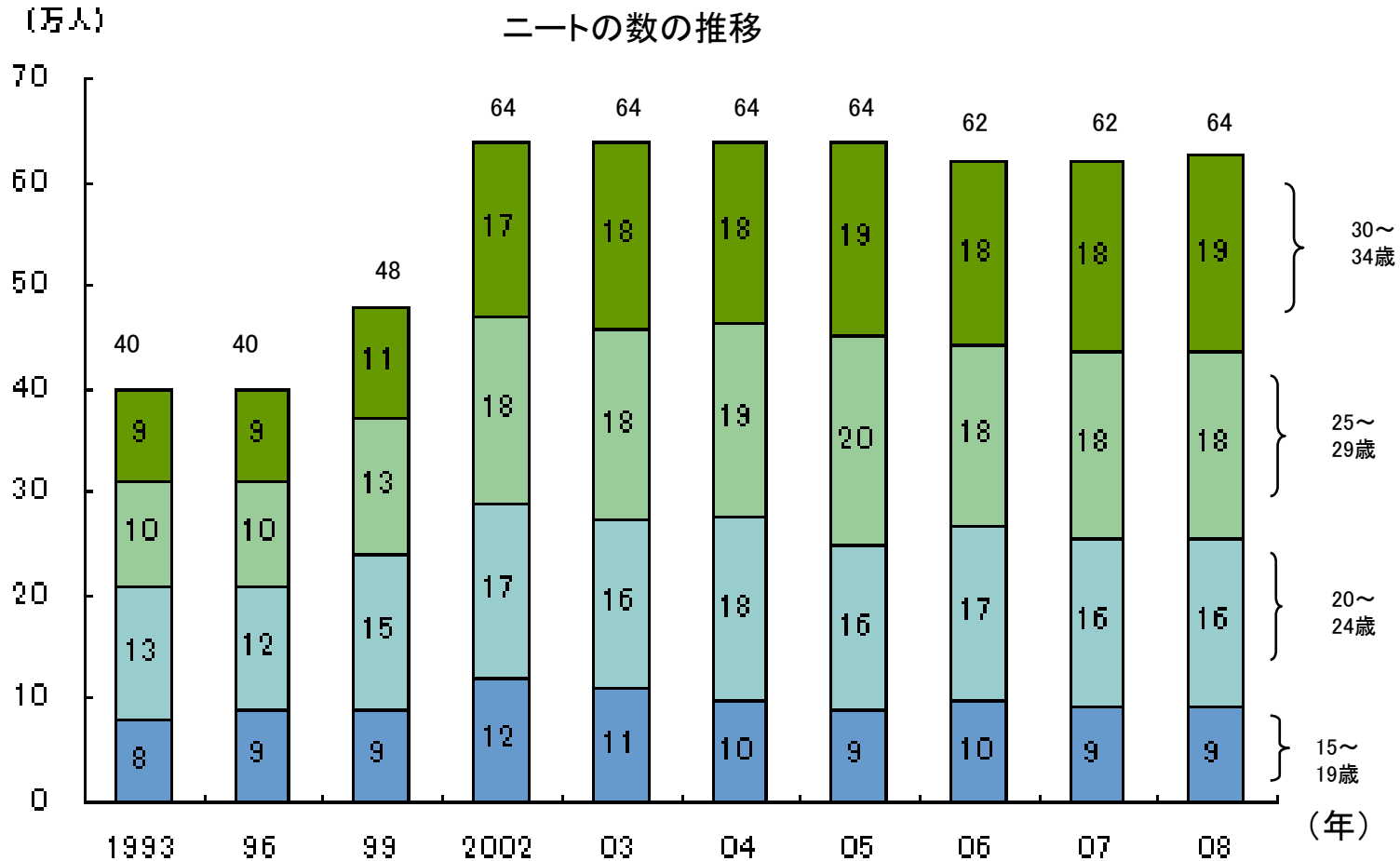


(資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) フリーターの定義の「15~34歳」を「35~54歳」に置き換えて集計。

# ○ニートの状況

○ いわゆる「ニート」の数は、1993年の40万人から64万人に増加して以降、同水準で推移し、2006年、2007年に62万人に減少したが、2008年に64万人と増加した。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。



## 2 金融危機後の追加雇用対策

- ① 「安心実現のための緊急総合対策」  
(2008年8月29日策定)における雇用対策
- ② 「生活対策」(2008年10月30日策定)に  
おける雇用対策
- ③ 「生活防衛のための緊急対策」(2008年  
12月19日策定)における雇用対策
- ④ 「経済危機対策」(2009年4月10日策定)  
における雇用対策

# 最近の経済対策における雇用対策

## 安心実現のための緊急総合対策 (平成20年8月29日)

20年度一次補正**99.4億円**  
(一般**11.8億円**)

### (対策の概要)

#### 1 非正規雇用対策等の推進【28億円】

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等 (6.8)
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充  
(トライアル雇用制度の対象者に35～39歳を追加等) (7.2)
- ・訓練期間中の生活保障(月10万円の貸付・返還免除)の創設等 (9.7)
- ・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の設置 (3.4)

#### 2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】

- ・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設)(賃金等の2/3→4/5を助成) (45)
- ・離職者訓練の重点的な実施 (5.7)

#### 3 女性の就労支援【0.8億円】

- ・マザーズハローワーク事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増) (0.8)

#### 4 高齢者の就労支援【0.4億円】

- ・特定求職者雇用開発助成金(「特開金」)の対象に65歳以上の高齢者を追加、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援 (0.4)

#### 5 障害者の就労支援【1.1億円】

- ・特開金の支給期間の延長(1年→1年半)
- ・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)

#### 6 介護サービスの確保(制度要求)

- ・介護人材確保職場定着支援助成金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設

## 生活対策 (平成20年10月30日)

二次補正 **2,505億円**  
21年度予算(追加分)約**300億円**

### (対策の概要)

#### 1 家計緊急支援対策

- ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)

#### 2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】

- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万、大企業50万円) (218)
- ・非正規センターの増設(3→5カ所) (1.2)
- ・訓練期間中の生活保障の拡充(10→12万円等)
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6カ月未満の者を対象等) (35)
- ・ふるさと雇用再生特別交付金創設 (2,500)
- ・離職者訓練の追加実施 (4.2)

#### 3 生活安心確保対策【75億円】

- ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円) (57)
- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成) (3.8)
- ・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)2人目以降の支給額60→80万円等) (3.4)
- ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給) (5.0)
- ・特例子会社等設立促進助成金の創設(初年度200万円等) (4.5)

## 生活防衛のための緊急対策 (平成20年12月19日)

二次補正 **1,542億円**(一般**1,500億円**)  
21年度予算(追加分)約**1,300億円**

### (対策の概要)

#### 1 住宅・生活対策【293億円】

- ・住宅の継続貸与事業主への助成(月4～6万円 6カ月まで) (40)
- ・住宅・生活支援の資金貸付(最大186万円) (252)
- ・雇用促進住宅の最大限の活用

#### 2 雇用維持対策【504億円】

- ・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3) (410)
- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (89)
- ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 (5)

#### 3 再就職支援対策【2,075億円】

- ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)
- ・特開金の支給額増額(90→135万円等) (378)
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施(最長2年間) (119)

#### 4 内定取消し対策【3.3億円】

- ・内定取消しに関する相談、企業指導の強化
- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加 (2.4)

#### 5 雇用保険制度の機能強化

- ・雇用保険の給付の見直し等

## 経済危機対策 (平成21年4月10日)

21年度補正**2兆5,128億円**  
(一般**1兆2,561億円**)

### (対策の概要)

#### 1 雇用調整助成金の拡充等【6,066億円】

- ・解雇等を行わない場合の助成率上乘せ(中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4)、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の非正規労働者への助成の追加(派遣労働者1人当たり年45万円支給(中小企業)(大企業では年30万円))等

#### 2 再就職支援・能力開発対策【7,416億円】

- ・「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援(訓練期間中の生活保障(月10～12万円の給付及び月8万円までの貸付)等) (7,000)
- ・職業能力開発支援の拡充・強化 (145)
- ・障害者の雇用対策 (5.5)
- ・ハローワーク機能の抜本的強化等 (265)

#### 3 雇用創出対策【3,000億円】

- ・緊急雇用創出事業の積み増し等 (3,000)

#### 4 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等【7,000億円の内数その他106億円】

- ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等
- ・内定取消し対策等 (76)
- ・外国人労働者への支援 (7,000の内数、その他16)

#### 5 住宅・生活支援等

- ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等(つなぎ資金(最大10万円)、生活費(最大1年間、月20万円以内)の貸付け、住宅手当(最大6か月間)の支給等) (1,704)

# 最近の経済対策における雇用対策(予算別)

**一次補正99.4億円(一般11.8億円)**  
(平成20年10月16日成立)

**二次補正4,048億円(一般1,500億円)**  
(平成21年1月27日成立)

**21年度予算7,934億円(一般450億円)**  
(平成21年3月27日成立)

**21年度補正2兆5,128億円(一般1兆2,561億円)**

## 安心実現のための緊急総合対策 (平成20年8月29日)

一次補正

**1 非正規雇用対策等の推進** 【28億円】  
 ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等 (6.8)  
 ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充 (7.2)  
 ・ジョブ・カード制度の整備・充実(訓練期間中の生活保障(月10万円の貸付・返還免除)の創設等) (9.7)  
 ・パートタイム労働者の均衡待遇の確保 (制度要求)  
 ・住居のない不安定就労者等への安定雇用確保のための総合的支援の推進 (0.8)  
 ・大都市圏の非正規労働者就労支援体制の整備 (3.4)

**2 中小企業の雇用維持への支援** 【69億円】  
 ・中小企業の雇用維持支援の拡充 (賃金等の2/3→4/5を助成) (45)  
 ・雇用情勢が厳しい地域の雇用確保・就労支援 (25)

**3 女性の就労支援** 【0.8億円】  
 ・マザーズハローワーク事業の拡充(10か所増設、21年度予算で更に40か所増設) (0.8)

**4 高齢者の就労支援** 【0.4億円】  
 ・65歳以上の者を雇い入れる事業主への支援 (0.4)

**5 障害者の就労支援** 【1.1億円】  
 ・中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充 (制度要求)  
 ・障害者専門支援員の増員(227→297人) (1.1)

**6 介護サービスの確保** (制度要求)  
 ・介護人材の確保及び定着の促進(介護業務未経験者雇入れ事業主への50万円助成の創設)

## 生活対策、生活防衛のための緊急対策 (平成20年10月30日、平成20年12月19日)

二次補正

**1 住宅・生活対策** 【40億円】  
 ・住宅喪失離職者への住居・就労支援対策(最大186万円の貸付等) (40)

**2 雇用維持対策** 【0.5億円】  
 ・中小企業等の雇用維持支援の強化 (制度要求)  
 ・派遣先の派遣労働者雇入れ支援(中小企業100万円助成等) (制度要求)  
 ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 (0.5)

**3 再就職支援対策** 【4,006億円】  
 ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設 (2,500)  
 ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)  
 ・雇用失業情勢の悪化に対応した職業訓練の強化 (4.2)  
 ・年長フリーター等の正規雇用化支援(中小企業100万円助成等) (制度要求)  
 ・中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援の拡充 (2.3)  
 ・非正規労働者就労支援体制の拡充等 (制度要求)  
 ・訓練期間中の経済的支援等の拡充(月10万→12万円等) (35)  
 ・障害者雇用対策の推進(初めて雇入れた事業主に100万円助成等) (制度要求)  
 ・介護人材確保職場定着支援の拡充(年長フリーター等を雇い入れた場合50万→100万円等) (12)  
 ・中小企業子育て支援助成金の拡充等 (制度要求)  
 ・離職者訓練の実施規模の拡充等 (152)  
 (31)  
 (241)

**4 内定取消し問題への対応** 【0.3億円】  
 ・内定を取り消された学生等への就職支援等の強化 (0.3)  
 ・新卒者の雇用の安定確保 (制度要求)

**5 雇用保険制度の機能強化** (—)  
 ・雇用保険の給付の見直し (—)  
 ・雇用保険の保険料引き下げ等 (—)

21年度  
予算

【255億円】  
(255)

【880億円】  
(581)  
(89)  
(211)

【1,649億円】  
(—)  
(—)  
(—)  
(220)  
(626)

(48)  
(35)  
(12)  
(152)  
(31)  
(241)

【7.6億円】  
(7)  
(0.6)

(参考)  
失業等給付費  
1兆5,798億  
(1,700億追加)

## 経済危機対策 (平成21年4月10日)

21年度  
補正予算

**1 雇用調整助成金の拡充等** 【6,066億円】  
 ・解雇等を行わない場合の助成率上乘せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の非正規労働者への助成の追加

**2 再就職支援・能力開発対策** 【7,416億円】  
 ・「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 (7,000)  
 ・職業能力開発支援の拡充・強化 (145)  
 ・障害者の雇用対策 (5.5)  
 ・ハローワーク機能の抜本的強化等 (265)

**3 雇用創出対策** 【3,000億円】  
 ・緊急雇用創出事業の積み増し等

**4 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等** 【7,000の内数その他106】  
 ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等 (—)  
 ・内定取消し対策等 (76)  
 ・外国人労働者への支援 (7,000の内数、他16)

**5 住宅・生活支援等** 【1,704億円】  
 ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等(つなぎ資金(最大10万円)、生活費(最大1年間、月20万円以内)の貸付け、住宅手当(最大6か月間)の支給等)

**○失業等給付費等の確保** 【6,836億円】

# 安心実現のための緊急総合対策

## <3つの目標>

1. 生活者の不安  
解消

2. 「持続可能社会」  
への変革加速

3. 新価格体系への  
移行と成長力強化

## <8本の柱>

① 生活・雇用支援対策

② 医療・年金・介護強化対策

③ 子育て・教育支援対策

④ 低炭素社会実現対策

⑤ 住まい・防災刷新対策

⑥ 強い農林水産業創出対策

⑦ 中小企業等活力向上対策

⑧ 地方公共団体に対する配慮

# 安心実現のための緊急総合対策(労働関係)

雇用支援対策の強化 99.4億円 (うち一般会計 11.8億円)

非正規雇用対策等の推進 27.8億円  
(うち一般会計11.3億円)

- 日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導  
・ ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する支援の強化 6.8億円
- 非正規労働者の雇用の安定 21億円  
・ フリーター等の常用雇用化支援の拡充 7.2億円  
・ ジョブ・カード制度の整備・充実 9.7億円  
・ 住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援 0.8億円  
・ 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制整備 3.4億円

女性の就労支援 0.8億円

- 女性の就労支援体制の強化  
・ 子育て女性等の支援を実施するマザーズハローワーク事業の拡充 0.8億円

高齢者の就労支援 0.4億円

- 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援  
・ 65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援 0.4億円

中小企業の雇用維持等への支援 69.4億円

- 原材料費高騰により雇用に悪影響を受ける中小企業の雇用維持に対する支援 44.5億円
- 雇用失業情勢が厳しい地域における雇用創造に資する事業に対する支援の強化、離職者訓練の重点実施、国と道県との共同による就職支援の実施等 24.9億円

障害者の就労支援 1.1億円  
(うち一般会計0.5億円)

- ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援 1.1億円  
・ ハローワークと関係機関とが連携した「チーム支援」等によるきめ細かな就職・職場定着支援の実施

非正規雇用対策等の推進 27.8億円（一般会計 11.3億円、特別会計 16.5億円）

日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導

【概要】

一般会計 6.8億円

日雇派遣労働者等の安定した就職を実現するため、ハローワークに特別の相談窓口を設置し、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介等の支援を行う。

非正規労働者の雇用の安定

○フリーター等の常用雇用化支援の拡充

【概要】

一般会計 4.5億円  
特別会計 2.7億円

ハローワークにおいて、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター（25～34歳）、30歳代後半の不安定就労者）等について、試行雇用（トライアル雇用）奨励金や、トライアル雇用の後に常用雇用した企業等に対する助成金を活用しつつ、担当者制による一対一の相談・助言、フリーター向けの求人の確保、職業紹介、就職後の職場定着指導など常用雇用化のための一貫した支援を実施する。

○ジョブ・カード制度の整備・充実

【概要】

特別会計 9.7億円

職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度（正社員経験に乏しい「職業能力開発形成機会に恵まれなかった者」を対象とした訓練（「日本版デュアルシステム」）における貸付の拡大と免除制度の創設（就職氷河期に正社員になれなかった若者等を対象））や、ジョブ・カード制度の実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を実施する。

また、ジョブ・カードセンターにキャリア・コンサルタントを新たに配置し、企業等の要請に基づきキャリア・コンサルティングを実施することにより自社内の非正規労働者の正社員転換等を支援する。

## 非正規労働者の雇用の安定

○住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援

### 【概要】

常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者等に対して、職業相談、職業紹介等の機能を強化するとともに、民間住宅入居初期費用等の貸与を新たに行うことにより、安定した就職の実現を図る。

一般会計 3百万円  
特別会計 0.8億円

○大都市圏における非正規労働者の就労支援体制整備

### 【概要】

三大都市圏（東京、愛知、大阪）に非正規労働者就労支援拠点として、「非正規労働者就労支援センター（仮称）」を設置し、安定した就職に向けた様々な支援をワンストップで提供する。

特別会計 3.4億円

## 雇用情勢が厳しい地域における雇用確保・就労支援対策 24.9億円(特別会計)

### 地域雇用創造実現事業（仮称）の実施

#### 【概要】

雇用創造に意欲的に取り組んでいる地域において、雇用創造に大きな効果が得られる地域ブランド商品の開発、販路開拓等の新たな取組に対する支援を実施する。

特別会計 8.6億円

### 離職者訓練の重点的な実施

#### 【概要】

雇用面における地域格差を解消し、景気悪化に伴う雇用面への悪影響に歯止めをかけるため、雇用失業情勢の特に厳しい地域（8道府県）における失業者に対し、民間教育訓練機関を活用した離職者訓練を実施する。

特別会計 5.7億円

### 国と道県の共同による就職支援事業

#### 【概要】

雇用失業情勢の厳しい地域において、国が実施する職業相談・職業紹介と道県が独自で実施する雇用対策に密接に関連した講習、面接会、企業体験等を一体的に実施する拠点を設置し、就職支援の充実・強化を図る。

特別会計 10.6億円



## 女性の就労支援 0.8億円（特別会計）

### 女性の就労支援体制の強化

#### 【概要】

早期再就職を希望する子育て女性等に対して、地方公共団体等との連携の下、総合的かつ一貫した就職支援を実施するマザーズハローワーク事業について、その事業拠点を拡充（マザーズコーナー10カ所設置）する。

特別会計 0.8億円

## 高齢者の就労支援 0.4億円（特別会計）

### 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援

#### 【概要】

65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施することにより、高齢者の安定した就職の実現を図る。

特別会計 0.4億円

## 障害者の就労支援 1.1億円（一般会計 0.5億円、特別会計 0.5億円）

### ハローワークの機能強化による障害者の就職支援・職場定着支援

#### 【概要】

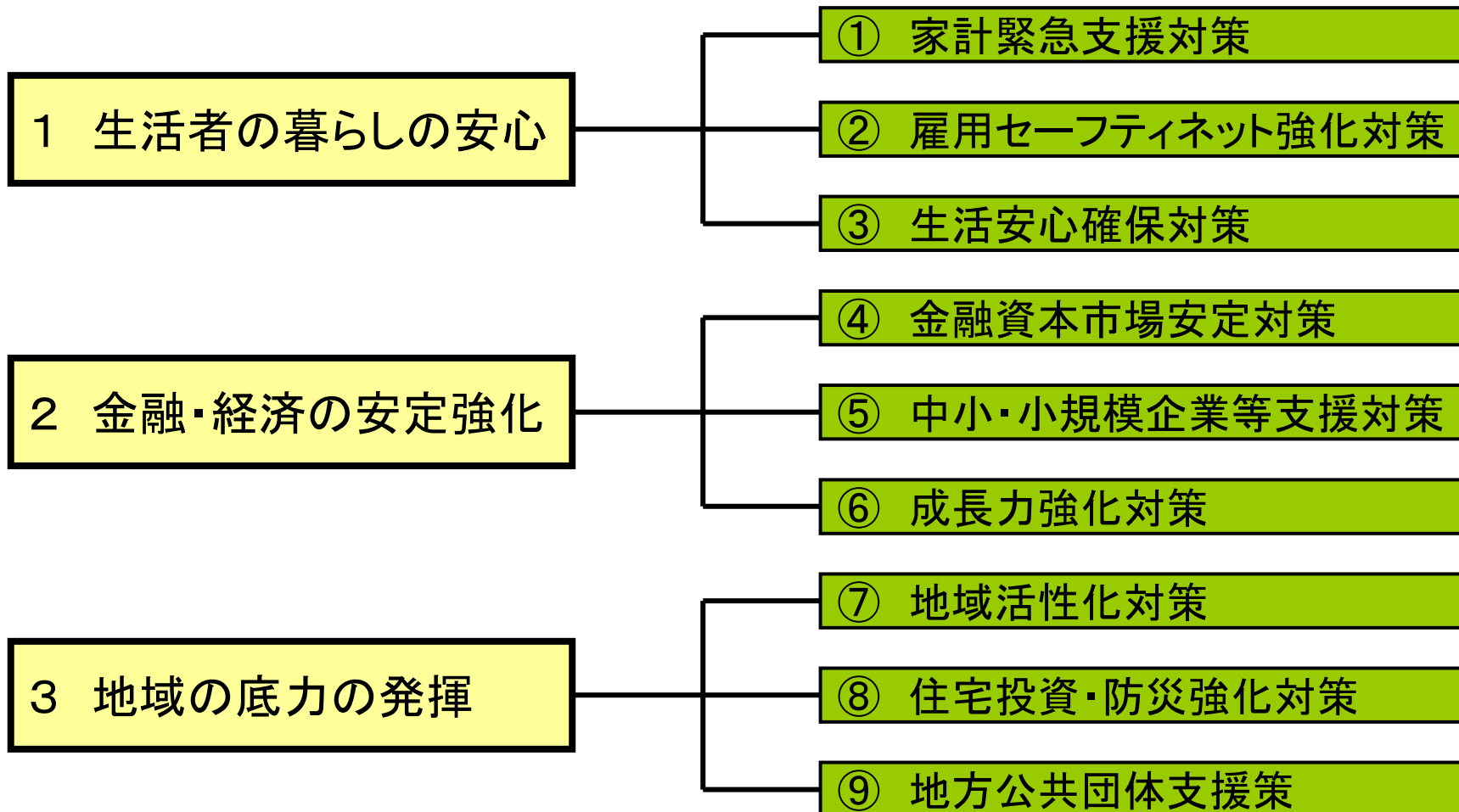
ハローワークの就労支援機能を強化するため、障害者専門支援員を拡充（現行227名から297名）し、障害者に対して、関係機関と連携した「チーム支援」等によるきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援を行うとともに、就職後の職場定着指導等を徹底する。

一般会計 0.5億円  
特別会計 0.5億円

# 生活対策

<3つの重点分野>

<9本の柱>



# 「生活対策」に盛り込まれた雇用関係施策の概要

## ○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

【家計緊急支援対策】

雇用保険の保険料については、平成21年度の1年間に限り、0.4%の範囲内の幅(現行1.2%)で引き下げることに付いて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論。

## ○非正規労働者の雇用安定対策の強化

【雇用セーフティネット強化対策】

### ◆年長フリーター支援のための特別奨励金の創設

年長フリーター等(25～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

### ◆ハローワークの機能強化による非正規労働者の就労支援体制の拡充及び求人開拓の強化

三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え、北海道及び福岡に非正規労働者就労支援の拠点として、「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定した就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。

また、雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおいて、求人開拓を行う求人開拓推進員を増員する。

### ◆訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度の拡充等

雇用型訓練に対する助成制度の拡充(助成率の引上げ等)、訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度の拡充(返還免除対象者の拡大等)により、ジョブ・カード制度の一層の推進を図る。

## ○中小企業等の雇用維持支援対策の強化

## 【雇用セーフティネット強化対策】

### ◆中小企業緊急雇用安定助成金(仮称)の拡充

原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業の雇用維持の取組を支援するために平成20年12月から創設する中小企業緊急雇用安定助成金(仮称)について、支給限度日数を緩和(3年間200日→3年間300日)するとともに、クーリング期間を撤廃し、連続した制度利用を可能とする。

### ◆雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金について、要件緩和・助成率引上げを行い、企業における雇用維持を支援する。

- ・ 休業等 1/2(2/3) → 2/3(3/4)
- ・ 出向 1/2(2/3) → 2/3(3/4) (( )内は中小企業)

## ○地域における雇用機会の創出

## 【雇用セーフティネット強化対策】

### ◆ふるさと雇用再生特別交付金の創設

基金を創設し、当該基金を活用して実施する事業により、地域求職者の安定的な雇用機会の創出を図る。

### ◆離職者訓練の追加実施

平成20年度補正予算で対応した8道県に加え、その他の雇用失業情勢の厳しい地域においても民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を追加実施する。

## ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

【生活安心確保対策】

### ◆介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護業務未経験者を雇い入れる事業主に対して、年長フリーター等を雇い入れ6ヶ月以上定着した場合に、通常よりも助成額を引き上げ(通常1人あたり50万円→100万円)、介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図る。

### ◆介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のための介助補助機器(移動リフト等)について、事業主が導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に、導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

## ○出産・子育て支援の拡充

【生活安心確保対策】

### ◆中小企業子育て支援助成金の拡充

労働者数100人以下の中小企業事業主について、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている助成金(1人目100万円、2人目60万円)の支給範囲を5人目までに拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額(80万円)する。

### ◆ベビーシッター費用等を補助する中小企業に対する助成の拡充

労働者が利用した育児・介護サービス費用を事業主が負担した場合の助成金について、中小企業に対する育児サービス費用の助成率・助成限度額を引き上げる。

## ○障害者支援の拡充

【生活安心確保対策】

### ◆障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数56~300人の中小企業)において、初めて雇用率制度の対象となるような障害者を雇用した場合に、奨励金(100万円)を支給することにより、中小企業における障害者雇用の促進を図ることとする。

### ◆特例子会社等の設立促進のための助成金の創設

障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用するなどして、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金を創設する。

# 「生活防衛のための緊急対策」の全体像

(2008年12月19日決定)

合計(重複を除く)

64兆円程度

財政措置 10兆円程度(対GDP比2%程度)

金融措置 54兆円程度

## ○生活対策(10月30日決定)

26.9兆円程度

定額給付金、緊急保証・貸付、高速道路料金引下げ、地域活性化・生活対策臨時交付金、医療・介護・福祉対策 等

## ○生活防衛のための緊急対策(12月19日決定)

### ①財政上の対応

10兆円程度

・雇用対策(年末対策[住宅・生活支援等])	約1兆円
・雇用創出等のための地方交付税増額	1兆円
・経済緊急対応予備費の新設	1兆円
・税制改正(減税措置[住宅減税等])(平年度)	約1兆円
・「生活対策」の実現(上記の財政措置)	約6兆円

### ②金融面の対応

33兆円程度

・金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大	10兆円
・銀行等保有株式取得機構の活用・強化	20兆円
・政策金融の「危機対応業務」発動・拡充	3兆円
・住宅・不動産市場対策	0.2兆円程度

# 雇用対策

- ・離職者のための年内の住宅・生活等に万全を期す
- ・雇用対策に最優先で取り組む

## ○ 年内に講じる対策

### ○ 雇止め・解雇された労働者の住宅・生活対策(全国の主要なハローワーク(190か所)で相談を受け付け) ～住宅確保に係る延べ相談件数3,930件(12月15～17日累計)

#### ・住宅の継続使用(12月9日～)

- － 雇止め・解雇された労働者を退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主に助成(対象労働者1人につき1か月あたり4～6万円、6か月まで)

#### ・住宅・生活支援の資金貸付(12月15日～)

- － 住宅入居初期費用等の資金貸付(最大186万円(雇用保険受給者の場合は最大60万円)、労働金庫、年利1.5%)  
6か月後に就職していた場合は、上記貸付を一部返済免除

#### ・雇用促進住宅の最大限の活用等(12月15日～) ～入居決定件数382件(12月15～17日累計)

- － 廃止決定していない雇用促進住宅(空戸約1万3千戸、平均家賃約2万5千円)を最大限活用し、社員寮の退去を余儀なくされた離職者等の住宅を確保

### ○ 地方公共団体が行う緊急対策への財政支援

- ・ 地方公共団体が離職者等を臨時的に雇用等する場合、特別交付税により支援

## ○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する雇用対策

### ① 雇用維持対策

#### ○ 雇用調整助成金等の拡充

- ・ 雇用調整助成金(企業が雇用の維持を図った場合に賃金・手当等の一定割合(中小企業の場合4/5)を助成)等について、雇用期間が6か月未満の雇用保険被保険者を対象に追加(現行は、雇用保険被保険者期間6か月以上)

#### ○ 自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設 等

- ・ 派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に、1名につき100万円(有期雇用で雇用する場合は50万円)(大企業は各半額)を支給

## ② 再就職支援対策

### ○地方公共団体による雇用機会の創出

雇用創出のための基金としては過去最大規模の4,000億円を措置(2次補正)

－「ふるさと雇用再生特別交付金」の速やかな実施(生活対策で2,500億円(労働保険特別会計))

- ・ 地方公共団体が、民間企業等の雇用機会創出(原則1年の雇用契約)を支援  
【事業例】地場製品の開発・販路開拓事業、高齢者宅への配食サービス、保育サービス等を提供する事業

－「緊急雇用創出事業」の創設(新たな雇用対策で1,500億円(一般会計))

- ・ 地方公共団体やシルバー人材センター等が、職を失った非正規労働者・中高年齢者を対象に一時的な雇用・就業機会(6か月未満の雇用契約)を創出等

【事業例】耐震(学校耐震化に向けた調査)、環境・地域振興(森林整備)、介護・福祉(高齢者等の介護補助)、教育(補助教員による理数、IT教育)

### ○年長フリーター等(25～39歳)の積極雇用を支援(生活対策で措置)

- ・ 年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用する事業主に、1名につき100万円(大企業50万円)を支給

## ③ 内定取消し対策

### ○内定取消しの防止

- ・ 内定取消しに関する相談、企業指導等の強化(1月以降に企業名公表など)

### ○内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給等

- ・ 内定を取り消された就職未決定者を正規雇用する事業主に、1名につき100万円(大企業50万円)を支給

## ④ 雇用保険料の引下げ

○平成21年度の1年間に限り、0.4%(労使各0.2%)の引下げ

## ⑤ 雇用保険の給付見直し

### ○非正規労働者に対する適用範囲の拡大、受給資格要件の緩和

- ・ 適用対象者の範囲を「1年以上の雇用見込み」から「6か月以上」に拡大
- ・ 契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件(現行1年)を6月に緩和

### ○再就職が困難な場合の支援強化等

- ・ 年齢、地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合についての雇用保険の給付日数を60日分延長



# 「新たな雇用対策に関する提言」の概要

平成20年12月5日  
与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム

今般、麻生総理より、①非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持、②雇用を失った労働者に対する再就職支援、③新卒者への内定取消問題への対応を中心に雇用の安定に向けた更なる対策について報告するよう指示を受け、対策を取りまとめた。

今後3年間で2兆円規模の予算を確保(雇用保険2事業で1兆円規模(3年間)、一般財源で1兆円規模(2次補正で1500億円、残り8500億円は適時適切に支出))

雇用創出のための基金としては過去最大規模の4000億円を措置

平成13年 3500億円

生活対策による60万人 + 80万人分(新たな雇用対策) ⇒ 「140万人の雇用下支え」

## 1. 雇用維持対策

### (1) 雇用調整助成金等の特例措置

企業が教育訓練・出向・休業を行い、雇用の維持を図った場合に賃金・手当等の一定割合(中小企業の場合 4/5)を助成する雇用調整助成金等について、雇用期間が6月未満の非正規労働者(新規学卒者を含む。)を特例的に追加し、非正規労働者の雇用維持を図る企業を強力的に支援。

(現行 雇用保険被保険者期間6月以上の者が対象)

### (2) 派遣労働者を派遣先事業主が雇入れた場合の助成措置の創設

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対し、労働者1人あたり100万円(有期雇用で雇用する場合は50万円)(大企業は各半額)を支給し、派遣労働者の直接雇用を強力的に推進。

## 2. 再就職支援対策

### (1) 雇用保険制度の機能強化

- ・非正規労働者に対する適用範囲拡大  
現行要件「1年以上の雇用見込み」→「6か月以上の雇用見込み」に緩和。
- ・雇用保険の基本手当を受給するための要件を緩和  
現行 被保険者期間1年以上 → 契約が更新されなかった有期契約労働者は「6か月以上」に緩和。
- ・年齢、地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合、給付日数を特例的に60日分延長  
倒産・解雇等の場合の給付日数90日（例 45歳未満で被保険者期間5年未満）～330日（例 45～60歳未満で被保険者期間20年以上）

### (2) 「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」の速やかな実施。事業実施状況等を踏まえ、積み増し

都道府県に交付金を交付し、地方公共団体が民間企業等に事業を発注して地域において安定的な雇用機会（原則1年の雇用契約）を創出する事業を支援。（生活対策で2500億円（労働保険特別会計））

【事業例】地場産品の開発・販路開拓事業、高齢者宅への配食サービス、保育サービス等を提供する事業

### (3) 「緊急雇用創出事業（仮称）」の創設。雇用情勢の悪化等の状況を踏まえ、積み増し等

都道府県に交付金を交付し、これに基づく基金を財源として、地方公共団やシルバー人材センター等が職を失った非正規労働者や中高年齢者を対象に一時的な雇用・就業機会（6か月未満の雇用契約）の創出事業及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する事業を実施。（新たな雇用対策で1500億円（一般会計））

【事業例】環境・地域振興（森林整備）、介護・福祉（高齢者等の介護補助）、教育（補助教員によるIT、文化教育）

### (4) 派遣労働者等に対する総合的な支援

「非正規労働者就労支援センター」やハローワーク（全国で合計156か所）において、担当者制によるきめ細かな就職支援、派遣労働者等に対する職業相談・職業紹介や、職業訓練、訓練期間中の生活保障、住宅確保対策等の相談等を実施。

### (5) 住宅確保対策の全国実施

- ・社員寮の退去を余儀なくされた離職者等について、住宅入居初期費用等の貸与を実施。  
雇用保険を受給していない場合、入居初期費用上限50万円、生活・就職活動費上限100万円など
- ・廃止決定していない雇用促進住宅（空戸約1万3千戸）の最大限活用。

## 3. 内定取消し対策

### (1) 内定取消しに関する相談、企業指導等の強化（企業名公表も含む。）

### (2) 内定を取り消された就職未決定者の雇い入れについて助成

内定を取り消された就職未決定者を正規雇用する事業主について、年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に特例的に追加。  
（対象者1人につき中小企業は100万円、大企業50万円）

# 「経済危機対策」一骨格一

(2009年4月10日策定)

## 経済危機克服の道筋

### 1. 「2つの危機」に直面する日本経済

◆「短期的な危機」—「底割れ」のリスク

◆「構造的な危機」—世界経済の「大調整」への対応

### 2. 「危機克服」の基本方針

(基本方針1) 国民一体となった対応

(基本方針2) 経済局面に応じた対応

(基本方針3) 多年度を視野に入れた包括的な対応

### 3. 対策の規模と効果

・対策の規模:

国費15.4兆円程度・事業費56.8兆円程度

・平成21年度実質GDP成長率の押し上げ効果:

2%程度

・需要拡大による雇用創出:

40~50万人程度(1年間)

## I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避

### 1. 雇用対策

【国費4.9兆円程度・事業費44.4兆円程度】

【国費1.9兆円程度・事業費2.5兆円程度】

・雇用調整助成金、再就職支援・能力開発、雇用創出、派遣等保護住宅・生活支援 等

### 2. 金融対策

【国費3.0兆円程度・事業費41.8兆円程度】

・中小等資金繰り、株式市場、住宅・土地金融 等

### 3. 事業の前倒し執行

・過去最高水準の前倒し執行

## II. 成長戦略—未来への投資

### 1. 低炭素革命

【国費6.2兆円程度・事業費8.8兆円程度】

【国費1.6兆円程度・事業費2.2兆円程度】

- ① 太陽光発電
- ② 低燃費車・省エネ製品等
- ③ 交通機関・インフラ革新
- ④ 資源大国実現

### 2. 健康長寿・子育て

【国費2.0兆円程度・事業費2.8兆円程度】

- ① 地域医療・医療新技術
- ② 介護職員の処遇改善・介護拠点整備
- ③ 子育て・教育支援

### 3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

【国費2.6兆円程度・事業費3.8兆円程度】

- ① 農林漁業
- ② 先端技術開発・人材力強化・中小企業支援
- ③ 地域連携と競争力強化の基盤整備
- ④ I T
- ⑤ ソフトパワー・観光

## III. 「安心と活力」の実現—政策総動員

【国費4.3兆円程度・事業費5.0兆円程度】

### 1. 地域活性化等

【国費0.2兆円程度・事業費0.4兆円程度】

・地域交通の活性化等  
・まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進 等

### 2. 安全・安心確保等

【国費1.7兆円程度・事業費2.2兆円程度】

・社会保障  
・消費者政策の抜本的強化等  
・防災・安全対策  
・治安体制の整備 等

### 3. 地方公共団体への配慮

【国費2.4兆円程度・事業費2.4兆円程度】

地方公共団体への財政支援 等

## IV. 税制改正

【国費0.1兆円程度・事業費0.1兆円程度】

・住宅取得のための時限的な贈与税の軽減  
・中小企業の交際費課税の軽減  
・研究開発税制の拡充

## 財源等

国費と事業規模

財源

【合計: 国費15.4兆円程度・事業費56.8兆円程度】

# 「経済危機対策」における主な取組（「雇用対策」関連）

平成21年度補正予算 約2.5兆円

## I 雇用維持対策（雇用調整助成金の拡充等）

6,066億円

- ・ 派遣労働者を含む労働者の解雇等をしない場合の助成率の上乗せ
- ・ 残業を大幅に削減し、解雇等をしない場合を助成対象に追加
- ・ 大企業に対する教育訓練費の引上げ
- ・ 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- ・ 必要額の確保

## II 再就職支援・能力開発対策

### ○「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援

7,000億円

- ・ 雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」の実施
- ・ 中小企業等の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
- ・ 介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・ 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

### ○職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

- ・ 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・ 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

### ○ハローワーク機能の抜本的強化 265億円

- ・ ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化

## III 雇用創出対策

- ・ 緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 3,000億円

## IV 派遣労働者保護対策、内定取消し対策等

### ○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・ 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保
- ・ 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保
- ・ 製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・ 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

### ○内定取消し対策等 76億円

- ・ 内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・ 未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対する適切な対応
- ・ 未払賃金立替払の請求増加への対応

### ○障害者の雇用対策 5.5億円

- ・ 障害者に対する雇用調整助成金の助成率の引き上げ
- ・ 公的機関において就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ ハローワークの障害者専門支援員の増員

### ○外国人労働者への支援

緊急人材育成・就職支援基金 7,000億円の内数+16億円

- ・ 通訳・相談員の増配置など相談・支援機能の強化
- ・ 我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・ 帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・ 外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

## V 住宅・生活支援等

### ○住宅・生活支援 1,704億円

- ・ 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

# 雇用調整助成金の拡充等

## 現状

○昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、雇用調整助成金については、支給要件の緩和や助成率の引上げ等の見直しを行ってきたところであるが、雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整助成金の利用が急増しつつある。

※ 雇用調整助成金の支給に関する休業届出の提出状況

平成20年5月（提出事業所数:79 対象者数:2,601） → 平成21年5月（提出事業所数:67,192 対象者数:2,338,991）

## 施策の概要

深刻の度を増す雇用失業情勢の下での緊急対応措置として、現在の雇用調整助成金の枠組を拡充する。

### (1)労働者の解雇等を行わない場合に、助成率を上乗せ。

	[通常の助成率]		[上乗せ後]
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

### (2)残業を大幅に削減し、労働者の解雇等を行わない場合に、非正規労働者1人当たり一定額を助成。

(支給額の例)	[有期契約労働者]	[派遣労働者]
中小企業事業主	年30万円	年45万円
中小企業事業主以外の事業主	年20万円	年30万円

### (3)大企業に対する教育訓練給付費の引上げ 1,200円 → 4,000円

### (4)1年間の支給限度日数(200日)の撤廃 等

# 再就職支援・能力開発対策

## 現状

○雇用情勢の急速な悪化に伴い、離職・失業した者で雇用保険を受給していない者(受給資格がない者、受給が終了した者、自営廃業者等)も増えつつある。同時に、障害者の雇用情勢も厳しくなりつつある。

※ 平成20年5月(失業率4.0% 有効求人倍率0.93倍)→平成21年5月(失業率5.2% 有効求人倍率 0.44倍)

※ 景気悪化の影響により、障害者の解雇者数は昨年11月より本年3月まで5か月連続の前期比増

## 施策の概要

### (1)「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

○若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」を実施(月10~12万円の給付+貸付け(上限8万円))

○中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援 等

### (2)職業能力開発支援の拡充・強化

○職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

○民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

### (3)障害者の雇用対策

○障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(大企業3/4、中小企業9/10)

○障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大

○ハローワークの障害者専門支援員の増員等

### (4)ハローワーク機能の抜本的強化等

○ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実等

# 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

## 現状

○非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、昨年10月から本年9月までに実施済み又は実施予定として把握されたものは、全国で2,968事業所、223,243人（うち派遣労働者は137,482人（構成比:61.6%））となっており、うち、労働者派遣契約の中途解除によるものは60,975人となっている。

○このように、労働者派遣契約の中途解除の状況は深刻であり、派遣労働者保護のための早急な対応が必要。

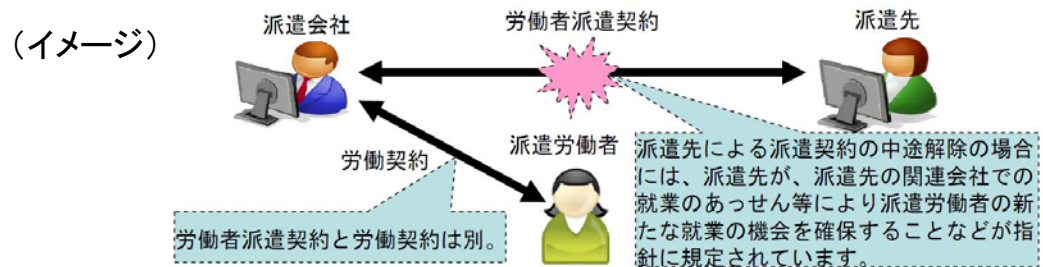
## 施策の概要

### (1) 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保

派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償が必要である旨を指針に明記。

### (2) 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保

派遣元に対して、違法解雇の防止、休業手当の支払の徹底等



### (3) 製造業務派遣に対する重点監督の実施

### (4) 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

適切な雇用管理を行えない派遣会社に対する規制を強化するため、労働者派遣事業の許可要件を厳格化。

資産要件:「1,000万円」→「2,000万円」

現金・預金要件:「800万円」→「1,500万円」等

# 外国人労働者への支援

## 現状

○現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れる等の動きが見られる。

※ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9,296人(前年同期の約11倍)

○これに伴い、定住外国人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となる等就学が困難な状況になりつつある。

## 施策の概要

### (1)通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

日系人集住地域のハローワークを中心に地元市町村と連携した母国語による相談窓口の立上げ、外国人専門の相談・援助センターの設置による通訳を介したきめ細やかな職業相談の実施。

### (2)我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

将来的にも日本で安定的な就労ができるよう、日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3ヶ月間程度)。

### (3)帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

帰国を希望する日系人に対し、帰国費用として本人1人当たり30万円、扶養家族については、1人当たり20万円を支給(雇用保険受給期間中については一定額を上積み)

### (4)外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施。



# 住宅・生活支援等

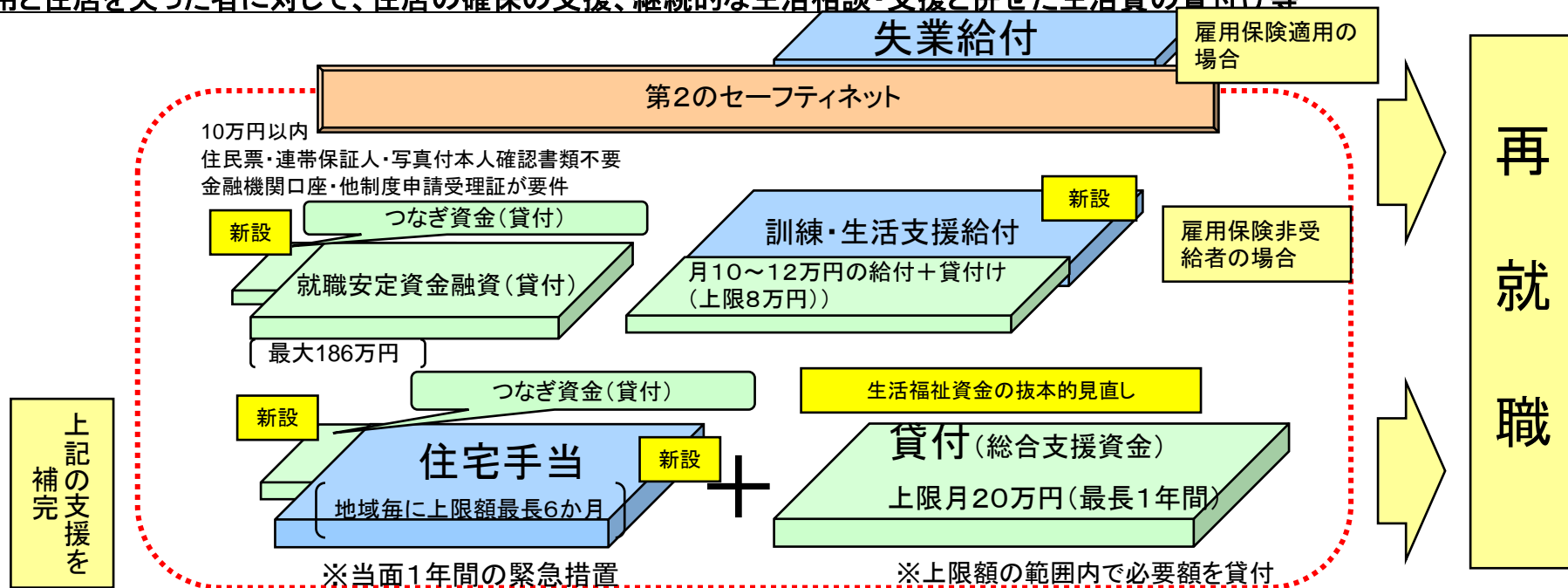
## 現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年6月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(120,812人)の中で、3,356人(2.8%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

## 施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進  
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

# さらなる緊急雇用対策に関する提言 (主なポイント)

〔平成21年3月19日〕  
与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム

## I 雇用調整助成金の拡充等

- 1 支給の迅速化・簡素化
  - ① 初回は申請後2月以内、2回目以降は1月以内の支給
  - ② 支給までの「つなぎ資金」融通の円滑化
- 2 制度の拡充
  - ① 解雇等しない場合に助成率を上乗せ
  - ② 残業を大幅に削減し、解雇等しない場合を助成対象に 等
- 3 必要額の確保

## II 労働者派遣に係る今後の対応

- 1 中途解除に伴う派遣元の損害額(休業手当等)の派遣先による賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守及び派遣先の確保
- 2 製造業務派遣に係る上記「1」等についての重点監督の実施
- 3 資産要件、現金・預金要件等の許可要件の厳格化

## III 再就職支援・能力開発対策

- 1 ハローワークの機能の抜本的強化等
- 2 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設
  - ① 雇用保険を受給していない者に対する職業訓練の抜本拡充及び訓練期間中の生活保障のための訓練・生活支援給付の支給
  - ② 中小企業の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
  - ③ 長期失業者及び住居喪失・就職活動費が不足する者について、民間職業紹介事業者に委託して再就職支援、住居・生活支援

## IV 雇用創出対策

- 1 緊急雇用創出事業の積み増し
- 2 地方公共団体への好事例の紹介等
- 3 ふるさと雇用再生特別交付金による基金への企業抛出の仕組みの創設

## V 内定取消し対策

- 1 内定取消しをした企業名の3月中の公表
- 2 未内定学生等対象の就職面接会の開催
- 3 早期の採用選考活動(青田買い)の抑制の事業主団体への要請、就職協定の復活等

## VI 外国人労働者対策

- 1 定住外国人施策推進室による総合的対策の推進
- 2 帰国を希望する日系人に対する、家族分を含めた帰国支援金の支給、チャーター便の手当て
- 3 技能実習生について、新たな実習先を見つけることの支援及び帰国費用の立て替え払い

## VII 体制整備

緊急雇用対策に必要な人員体制の増強

## VIII その他

下請の雇用の維持・確保についての大企業に対する要請・指導

### 3 主な雇用対策の概要

- 雇用維持
- 失業者対策
  - 再就職支援・能力開発対策
  - フリーター等若者対策
  - ハローワーク等の機能強化
  - 雇用保険制度の改正
  - 住宅・生活対策
- 雇用創出対策
- 労働者派遣法改正案

# 雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成する。

事業活動の縮小

休業  
教育訓練  
出向

残業削減

## 残業削減雇用維持奨励金

(平成21年3月30日～)

雇用する労働者や受け入れている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を大幅に削減し、当該労働者の解雇等(※)を行わない事業主に対し助成する。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり:上限100人)	派遣労働者 (1人当たり:上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※ 解雇等・・・雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

## 対象労働者

雇用保険被保険者:期間を問わず全員  
(新規学卒者を含む)

### 大企業 (雇用調整助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 2/3  
教育訓練実施に係る助成額 : 1,200円

### 中小企業 (中小企業緊急雇用安定助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 4/5  
教育訓練実施に係る助成額 : 6,000円

※ 日額上限は、7,730円

(労働者1人1日当たり)

## 解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率:大企業 2/3 → 3/4  
中小企業 4/5 → 9/10

(平成21年  
3月30日～)

## 今後の取組

- 大企業に対する教育訓練費の引上げ  
教育訓練費 1,200円→4,000円
- 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- 障害者に関する助成率の引上げ  
大企業:2/3→3/4 中小企業:4/5→9/10
- 助成金窓口体制の整備

# 平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

		平成20年度当初	1次補正 (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (2月6日実施)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近3か月の生産量が 前年同期比減</li> <li>前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の 場合は不要)</li> </ul>	最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比5%以上減  <ul style="list-style-type: none"> <li>最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比減</li> <li>前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要)</li> </ul>	生産量要件につい ては「売上高又は生 産量」で把握
	中小企業				
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃	
	中小企業				
助成率	大企業	1/2	4/5		2/3
	中小企業	2/3			
教育訓練費	大企業	1,200円	6,000円		
	中小企業				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり			撤廃
休業規模	大企業	1/15以上			撤廃
	中小企業	1/20以上			
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外: 雇用期間6か月以上	
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと

(注1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(注2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(注3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

# 雇用調整助成金の見直し(平成21年3月30日～)

平成20年度	平成21年度
<p><b>雇用調整助成金</b></p> <p><b>雇用調整助成金</b></p> <p>(事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成率等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業、出向に係る手当又は賃金の2/3に相当する額</li> </ul> </li> <li>○ 支給限度日数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間で200日、3年間で300日</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>雇用調整助成金</b></p> <p><b>雇用調整助成金</b></p> <p>(見直し概要) ○雇用を維持する事業主に対する助成率引き上げ 被保険者等(派遣労働者を含む。)を解雇等せず、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持する事業主については、助成率を引き上げる。 2/3 → 3/4</p>
<p><b>中小企業緊急雇用安定助成金</b></p> <p>(事業概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成率等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額</li> </ul> </li> <li>○ 支給限度日数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間で200日、3年間で300日</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>中小企業緊急雇用安定助成金</b></p> <p>(見直し概要) ○雇用を維持する事業主に対する助成率引き上げ 被保険者等を解雇等せず、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持する事業主については、助成率を引き上げる。 4/5 → 9/10</p>
<p><b>(新規)</b></p>	<p><b>残業削減雇用維持奨励金</b></p> <p>(制度概要) 残業時間の削減により、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用維持をした場合に助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給対象事業主                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産高・売上高減</li> <li>・被保険者等を解雇しないこと</li> <li>・被保険者等の数が直前6か月平均の80%以上</li> <li>・残業時間を大幅に削減(直前6か月平均の1/2以上減かつ5時間以上減)</li> </ul> </li> <li>○ 助成額                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期契約労働者1年1人あたり20万円(中小企業30万円)</li> <li>・派遣労働者1年1人あたり30万円(中小企業45万円)</li> </ul> </li> <li>○ 助成金を受けた事業主は、その後1年間は再度支給を受けることができない。</li> </ul>

# 緊急人材育成・就職支援基金の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障	約4,820億円
<p>① 職業訓練の拡充(35万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練</li><li>再就職に必須のITスキル習得のための訓練</li></ul> <p>② 訓練期間中の生活保障(30万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)</li><li>希望者には貸付を上乘せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)</li></ul>	
2 中小企業等における雇用創出	約1,620億円
<p>① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)</li></ul> <p>② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)</li></ul>	
3 長期失業者等の再就職支援	約380億円
<p>① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施</li></ul> <p>② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施</li></ul>	

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて  
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)

Ex 製造業

事業活動の縮小等を  
余儀なくされた事業主



離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充  
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)  
(平成21年度離職者訓練定員全体: 約19万人 (※ 対20年度当初比 約4万人増))

## 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**(6か月及び2年訓練) (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり)

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**  
2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**(6か月訓練) (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり)

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**(6か月訓練)

## 2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。  
(例:ホームヘルパー2級養成コース)

# 「職業訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」

(平成21年5月11日拡充後)

## 趣旨

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、**離職者訓練の受講者**に対する生活保障を実施する。

## 要件

### ①貸付要件

所得が200万円以下の「離職者訓練」受講者のうち、雇用保険等の受給資格を有さない者

### ②貸付額

- ・扶養家族を有しない者：100,000円(ジョブカードシステム制度における委託型訓練を受講する者については、本人の希望により46,200円または100,000円)
- ・扶養家族を有する者：120,000円

### ③返還免除要件

次の要件のどちらも満たすもの

- (i) 主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了(「出席率8割以上」及び「訓練の評価が一定以上」)

#### 【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

# ジョブ・カード制度の概要

職業能力形成機会に恵まれない者

【利用者の例】

フリーター

子育て終了後の女性

母子家庭の母親等

新卒者

ハローワーク  
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成(1)

職務経歴、学習歴、取得資格等を記載

↓

職業能力、キャリア形成上の課題、希望等を整理

↓

キャリア・コンサルタントによる就業希望・訓練希望等の確認

訓練を要せず就職

職業能力形成プログラム

訓練への推薦

企業評価(評価シート)の記入

- 教育訓練機関における座学等+企業での実習
- ①企業が訓練生を雇用して実施する訓練(雇用型訓練)と  
②専修学校等に委託して実施する公共職業訓練(委託型訓練)
- 「雇用型訓練」には企業に対する助成金制度あり

ハローワーク  
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成(2)

評価シート

↓

職業能力、キャリア形成上の課題、希望等を再整理

↓

職業選択や職業キャリアの方向付け

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

就職活動に活用

# ジョブ・カードの内容と目標

総括表

職務経歴

学習歴  
訓練歴

免許  
取得資格

キャリア  
シート

評価シート



ジョブ・カード

ファイル全体を「ジョブ・カード」と総称。

ハローワーク等で登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを受けることによって作成される。

『ジョブ・カード』は求職者のうち交付を希望する者を対象

5年間で100万人を目標

職業能力形成プログラムの修了者に対しては、「評価シート」が交付される。

『職業能力形成プログラム』

修了者数

5年で40万人を目標

## 若者に対する就職支援

476億円

### (1) 年長フリーター、30代後半の不安定就労者に重点を置いた就職支援

#### ○ ハローワークによるフリーター等常用就職支援事業の実施

ハローワークにおいて、30代後半の不安定就労者も対象に加え、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援を実施する。

#### ○ 「ジョブミーティング」、ジョブクラブ方式による常用就職の支援 <拡充>

年長フリーター等を対象として、中小企業の人事担当者が模擬面接等を行う「ジョブミーティング」や、的確な求職活動を行えない年長フリーター等が相互に交流する場を設け、適職の探索や就職活動方法の習得等を行う「ジョブクラブ」方式の取組(14箇所→18箇所)を実施する。

#### ○ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

### (2) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

#### ○ 若年者等トライアル雇用、若年者等正規雇用化特別奨励金による就職促進

30代後半の不安定就労者も対象に若年者等トライアル雇用を活用するとともに、年長フリーター等(25~39歳)を積極的に正規雇用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)することにより今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

### (3) 若者への職業能力開発機会の提供

#### ○ ジョブ・カード制度による若者の職業能力開発機会の提供 <拡充>

雇用型訓練である有期実習型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率4/5(大企業2/3)等)や委託型訓練である日本版デュアルシステムや企業実習先行型訓練システム、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月(扶養家族を有する場合には12万円))を実施する。

#### ○ 年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施

### (4) 緊急人材育成・就職支援基金を活用した職業訓練、就職支援 <新規> (注:基金の予算額(7,000億円)の内数)

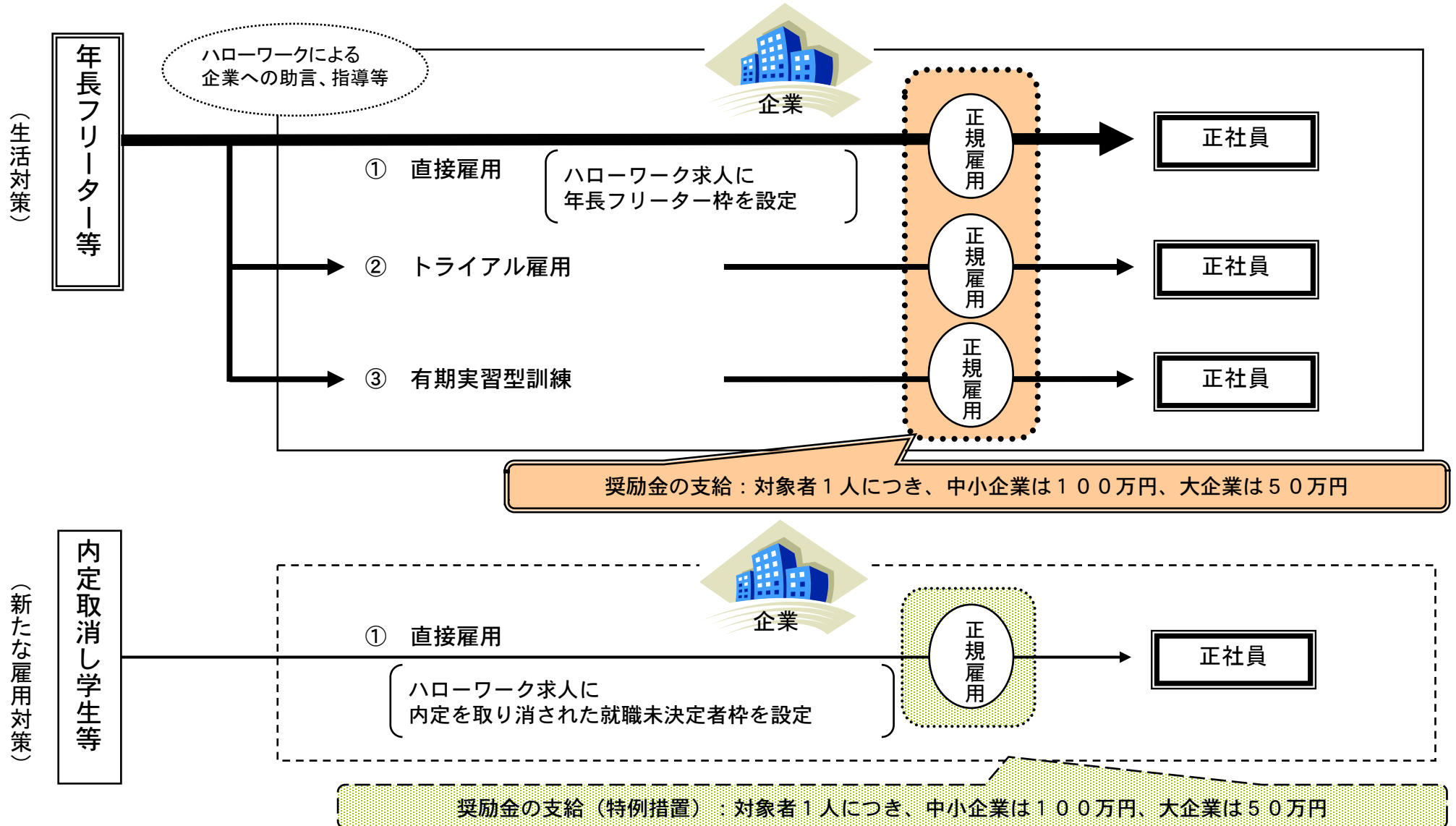
## 若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進

3.6億円

- 若者の応募機会の拡大について、事業主への指導を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。<拡充>

# 年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金)

年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。



# 新規学校卒業者の採用内定取消し等への対応

平成21年3月新規学校卒業者の採用内定取消しについて、全国のハローワークに通知された件数は、444事業所、2,125人(高校生等382人、大学生等1,743人)である。

## 特別相談窓口の設置

### ○ 学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置

<支援の内容>

- ・ 採用内定取消し、入職時期繰下げの通知を受けた場合や内定辞退を強要された場合の対応についてのアドバイス
- ・ 就職を希望する学生等に対して、学卒求人情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施

## 学校とハローワークの連携強化

### ○ 高校、大学等と連携した内定取消し等に関する情報の的確な把握、特別相談窓口に関する学生等への情報提供

## 事業主に対する指導等

### ○ 「新規学校卒業者の採用に関する指針」の周知徹底

(注)事業主が新規学校卒業者の採用に当たり考慮すべき事項をとりまとめたものであり、①事業主は採用内定取消しを防止するため最大限の努力を行うこと、②採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされること等を盛り込んでいる。

### ○ 採用内定取消し、入職時期繰下げを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導

## 新卒者の雇用の安定確保

- 内定取消しを行わずに、新規学卒者を採用後直ちに休業・教育訓練・出向させて雇用の維持を図る場合も、雇用調整助成金等の対象に特例的に追加(平成20年12月9日から適用)

## 内定を取り消された学生のマッチングの促進

- 内定を取り消された就職未決定者を雇用する事業主に奨励金を支給(年長フリーター等のための特別奨励金の対象に特例的に追加)(平成21年2月6日施行)

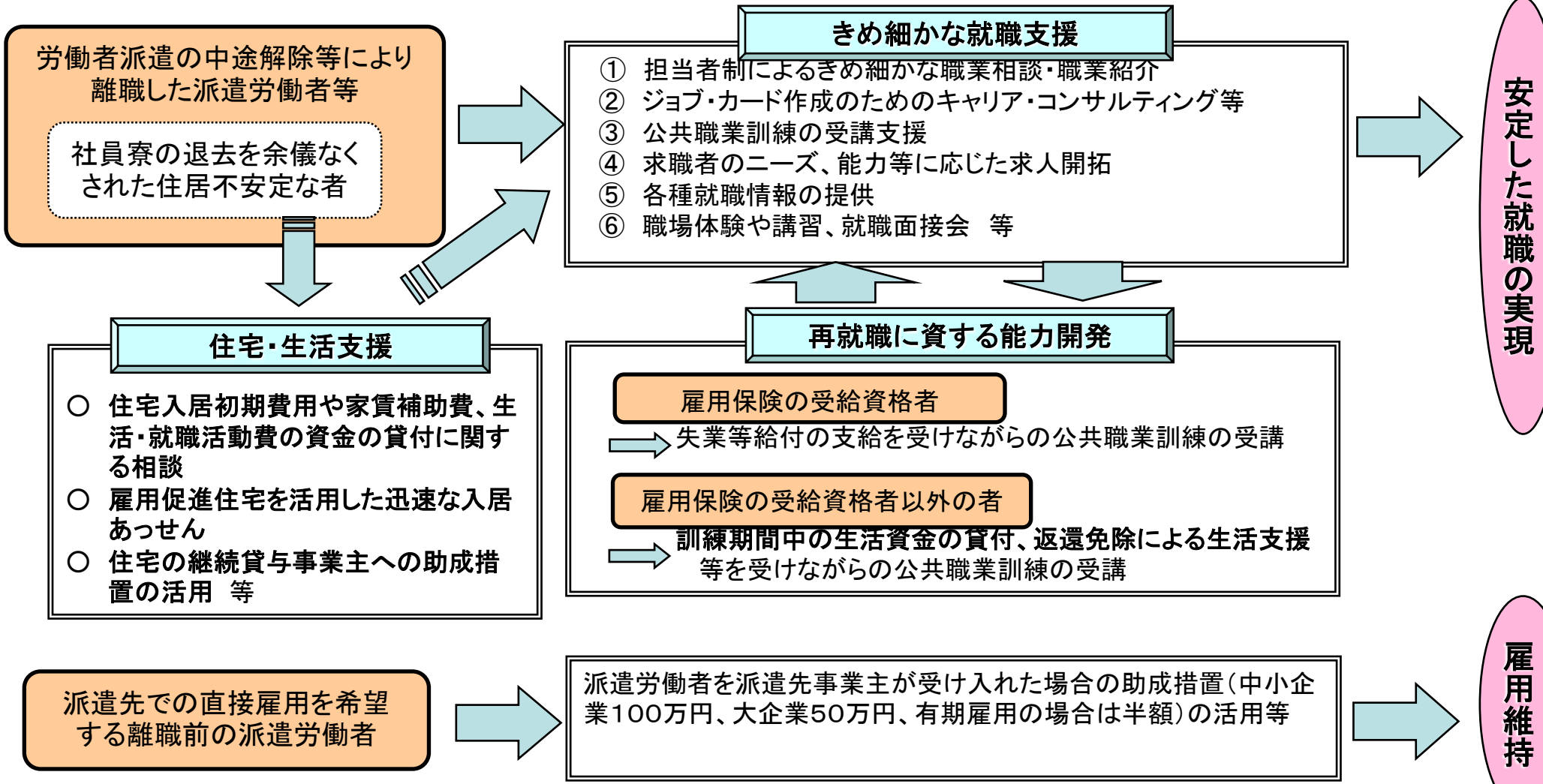
## 企業名公表制度の創設

- 内定取消しを行った企業名を公表できる制度を創設(平成21年1月19日に改正職業安定法施行規則等を施行。4月末までに15社公表。)

# ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等

増加する労働者派遣契約の中途解除等により、派遣労働者や期間工等の非正規労働者の雇用の安定を図るため、キャリアアップハローワーク(非正規労働者就労支援センター)において、非正規労働者等の状況に応じた様々な支援をワンストップで提供

※ 「安心実現のための緊急総合対策」により、非正規労働者の特に多い東京、愛知及び大阪に、「生活対策」により、北海道及び福岡にセンターを設置するとともに、センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施  
 ※ また、「生活対策」により、雇用失業情勢が厳しい地域の求人の量的確保を図るため、ハローワークの求人開拓を強化





# ハローワークにおける日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援

全国の主要なハローワークに「安定就職コーナー（仮称）」を設置し、日雇派遣労働者等であった者で直接雇用による安定した職業に就くことを希望する者に対し、「安定就職ナビゲーター」による、マンツーマン（担当者制）での一貫した就職支援等を実施する。



安定した職業に  
就かないと不安だ...

## ◆ 職業相談員（一般）による 適切な支援への誘導

- ・初回来所時にプレ相談を実施
- ・対象者のニーズを的確に把握
- ・支援メニューへの適切な誘導



適切な  
支援メニュー

## 安定就職ナビゲーターによるマンツーマン支援

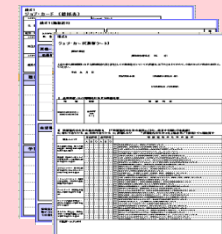
### ◆ 就職支援プログラムの実施

- ① 求職活動の心構えの確立支援
- ② 自己理解、労働市場の理解支援
- ③ キャリアの棚卸し等
- ④ 応募書類の書き方指導
- ⑤ 面接の受け方指導
- ⑥ 個別求人開拓
- ⑦ 同行紹介
- ⑧ 職場定着指導



### ◇ ジョブ・カード制度参加希望者には

- ・ジョブ・カード作成のための  
キャリアコンサルティングの実施
- ・有期実習型訓練や  
委託型訓練への参加支援

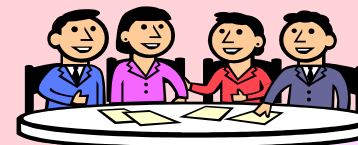


### ◇ 安定就職に向けた 短期就労のための求人開拓



・様々な事情により、直ちに長期の常用就職が困難な者に対して、最終的な常用就職を視野に入れた短期就業やトライアル雇用のあっせん等の支援を実施

### ◇ 安定就職者（日雇派遣等経験者）の 職場見学ツアーと意見交換会



# マザーズハローワーク事業の概要

## 概 要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

### マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(全国60箇所)を設置。
- ・21年度においては、更に全国に40箇所を設置して同様のサービスを展開。

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

### ○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

### ○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

# 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

## 1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(◎は2009年度から2011年度までの暫定措置)

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- ◎ 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
  - 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

## 2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

## 3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

## 4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

## 5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日：平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

\* 船員保険法についても、雇用保険法に準じた改正を行う。51

# 解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

## 対象者に対する相談支援

### 相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワーク(190か所)において、住宅と安定就労確保のための相談支援を行う

### 就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
- ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
- ・生活・就職活動費(上限100万円)

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

貸付決定件数 = **9,295件** (7/17まで)

### 雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居の促進

入居決定件数 = **7,266件** (7/17まで)

## 事業主に対する働きかけ

### 社員寮等の継続使用の要請(12/9～)

- 解雇・雇止め等の後も、引き続き社員寮等の継続使用を可能とするよう、各労働局・ハローワークから事業主に対して要請を行う
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請を行う

### 離職者住居支援給付金の支給

(第2次補正予算により措置)

- 解雇・雇止め等の後も、引き続き社員寮等<sup>※</sup>を無償で提供した事業主に対して助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり  
上限4～6万円×最長6ヶ月

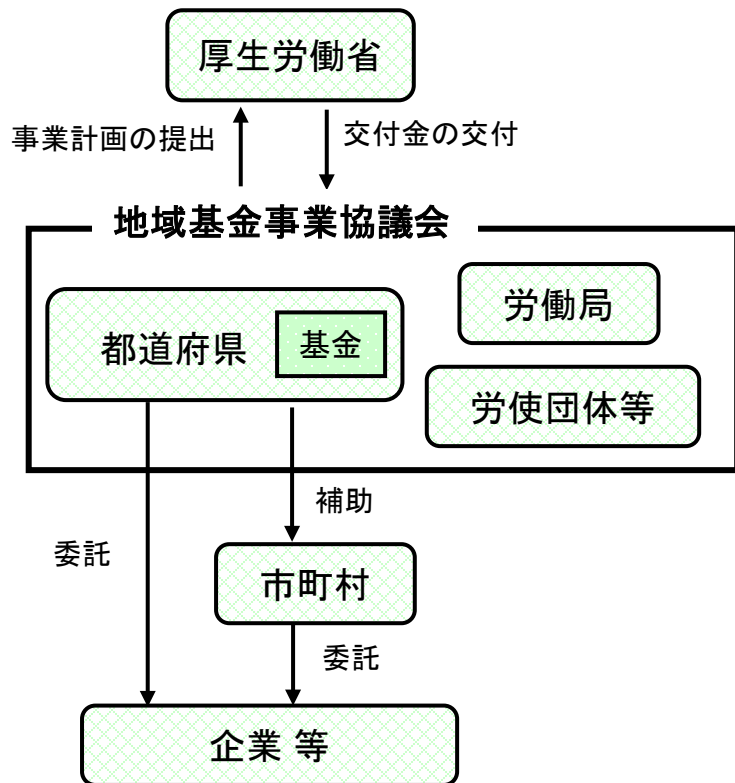
※12月9日以降住宅を提供した事業主に対して適用

計画認定件数 = **846件**  
計画対象労働者数 = **13,866件**  
(平成21年2月6日～5月末)

# ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の实情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

## 概念図



## 事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

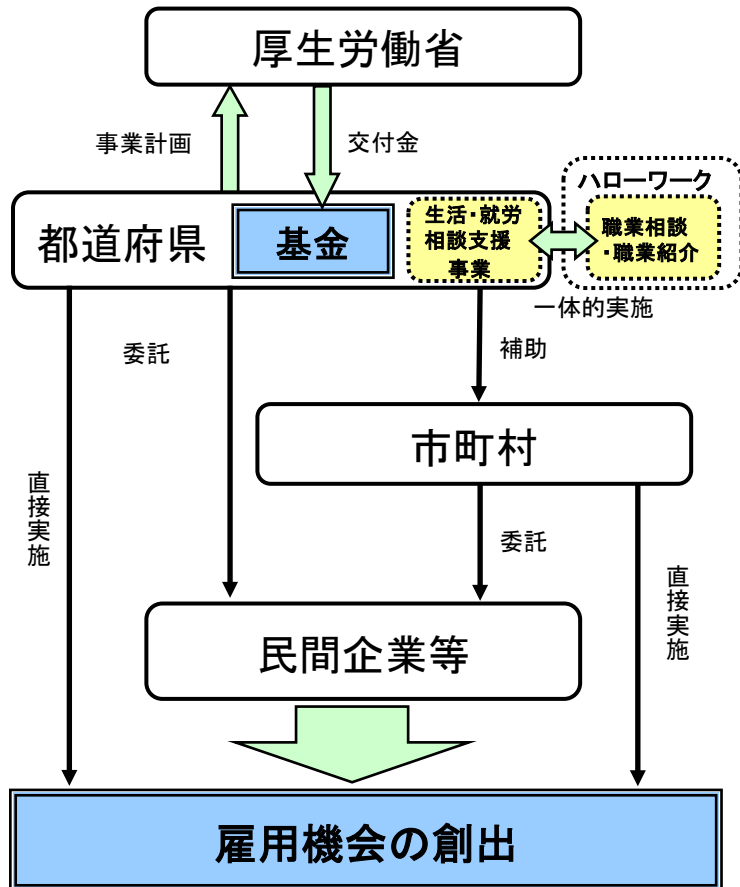
(事業の規模等)

- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国

# 緊急雇用創出事業 (緊急雇用創出事業臨時特例基金)

- 雇用情勢が厳しい状況にあるなかで、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用・就業機会を創出するため、都道府県に対して交付金を交付し、これに基づく基金を創設(基金は23年度末まで)
- 緊急雇用創出事業では、地方公共団体が立てた事業計画に基づき、基金を財源として民間企業等に事業委託等することにより雇用の受け皿を確保

## 概念図



## 事業の内容

### 【事業実施主体】

- ・ 地方公共団体が、民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直接実施も可)。

### 【具体的な事業イメージ】

- ・ 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業  
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ 子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ 医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ 教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ 環境：公園美化、側溝浚渫、登山道整備、林道美化等清掃を行う事業
- ・ 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

### 【事業実施要件】

- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用・就業期間は原則6ヶ月未満  
※ 重点分野(介護、福祉、子育て、医療、教育)等については更新を1回可能とし、実質1年間

### 【連携事業】

- ・ 都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施。

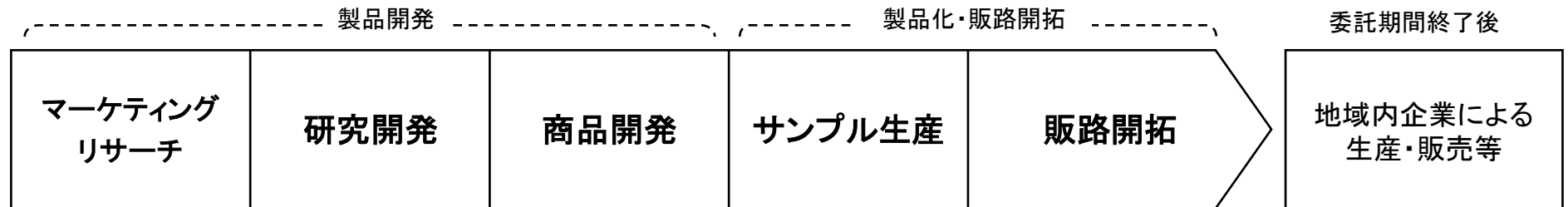
### 【事業の規模等】

- ・ 予算額：4,500億円(一般会計)  
※ 当初(1,500億円)、21年度補正予算において拡充(3,000億円)
- ・ 雇用創出効果：最大45万人

# 地域雇用創造実現事業

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。(実施期間3年以内)(1地域各年度5千万円を上限)

《想定される事業例》 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業



※ 雇用創造効果のイメージ

地域雇用創造協議会

パッケージ事業による  
人材の育成

雇い入れ

地域雇用創造実現事業による  
・地域ブランド商品の開発  
・販路開拓

波及的な雇用創造効果

地域内外で  
商品を販売

製造業、小売業等で  
雇用機会が増大

地域イメージが向上  
観光客等が増加

観光業、飲食業等で  
雇用機会が拡大

# 緊急地域共同就職支援事業の創設について

雇用失業情勢が厳しい地域(21道県※)において、当分の間(雇用失業情勢が悪化している間)当該道県が独自に実施する雇用対策に密接に関連した講習、就職面接会、職場体験等と国が実施する職業相談・職業紹介をワンストップで実施

## 趣旨・目的

- 企業誘致に伴う人材確保など、地域の実情を踏まえて実施する道県の雇用対策と職業相談・職業紹介等の国の行う雇用対策とを密接に連携させて実施することが効果的・効率的であるが、現状では、十分に実施できていない

道県と国が共同でワンストップの就職支援を実施することが必要

## 事業の内容

### 緊急地域共同就職支援事業の創設(平成20年度第1次補正予算)

- 緊急地域共同就職支援事業運営協議会の設置  
事業運営計画の策定(道県の雇用対策のアイデアを積極的に取り入れ、国は職業紹介などで最大限の協力を実施)
- 地域共同就職支援センターの設置

### 道県独自の雇用対策(例)

※ 道県のアイデアを尊重(既存事業も可)  
(高齢者、障害者、若年者等特定の者を対象とする施策であっても可)

- 経済団体等に対する求人要請
- 緊急雇用相談窓口の設置

○ 誘致企業等の立地促進のための人材養成訓練の実施

○ 誘致企業等に対する県税の優遇措置、人材確保に係るコンサルティング

○ 倒産、解雇等による離職者に対する生活資金融資制度に係る情報の提供・相談

密接に連携

### 地域就職支援事業(例)

※ 民間委託(国費)により実施  
(委託額は1道県当たり、年間、平均5千万円程度)

○ 誘致企業等の人材確保のための訓練修了者を対象とした合同就職面接会の開催

○ 誘致企業等の職場体験の実施

○ 制度利用者等に対する求職活動支援講習の実施

### 国直轄事業

○ 全国ネットワークによる求人情報の提供

○ 職業相談

○ 職業紹介

※ 21道県:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



## (参考) 雇用・労働政策の概要

- 新雇用戦略
- 社会保障の機能強化のための緊急対策  
～5つの安心プラン～(抄)

# 「新雇用戦略」—「全員参加の社会」の実現を目指して—（ポイント）

働く意欲を持つすべての人の就業を実現するため、団塊ジュニア世代が30代後半を迎え、団塊の世代が60歳代となる今後3年間で「**集中重点期間**」として、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「**全員参加の社会**」の実現を目指す。

適切な経済財政運営の下、雇用・労働施策のみならず、産業施策や教育施策についても「全員参加」と「人材育成」を進める方向で展開し、我が国経済を成長させ、1人当たり国内総生産の増加につなげる。

## 若者

就職氷河期に正社員になれなかった若者について、早急に安定雇用を実現する必要。



- ・「フリーター等正規雇用化プラン」
- ・ニート等の自立支援の充実
- ・ジョブ・カード制度の整備・充実

3年間で100万人の正規雇用化

## 女性

団塊ジュニア世代が働きながら子育てできる環境を早急に整備し、出生率回復を目指す。



- ・「新待機児童ゼロ作戦」
- ・仕事と育児等を両立できる環境整備
- ・マザーズハローワーク事業の充実

3年間で最大20万人の就業増（25～44歳女性）

## 高齢者

団塊の世代が60代を迎える中、その能力・経験を発揮できる枠組を早急に作る必要。



- ・65歳までの継続雇用の着実な推進
- ・地域貢献活動、起業の支援
- ・多様な就業による生きがい対策の推進

3年間で100万人の就業増（60～64歳）

障害者等について、「『福祉から雇用へ』推進5カ年計画」に基づき、着実に就労による自立を図る。  
雇用・福祉・教育等の連携による就労支援力の強化、中小企業への重点的支援、生活保護世帯・母子世帯に対する就労支援

「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」に取り組む。  
正社員以外の待遇改善、仕事と生活の調和の実現、地域雇用対策、人材面からの中小企業支援、情報提供・相談機能の強化

# 「新雇用戦略」 —「全員参加の社会」の実現を目指して—

## 【基本的方向】

- 働く意欲を有するすべての人の就業を実現するため、今後3年間を集中重点期間として、若者・女性・高齢者・障害者等をはじめ、ニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を目指す。適切な経済財政運営と一体的に取り組み、我が国経済を成長させ、1人当たり国内総生産の増加につなげる。
- 将来にわたる安定した雇用・生活を実現するため、次のような取組みを推進する。
  - ・ 正社員以外の方々の正社員化を含む待遇の改善や、適正な雇用関係の構築など、安心・納得して働ける環境の整備
  - ・ 健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択など、仕事と生活の調和の実現
- 地方公共団体との協働による地域雇用対策の充実や、人材面からの中小企業支援等により、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を構築する。

## 「全員参加の社会」の実現

### 若者 若者の自立の実現

就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える中、早急に安定雇用を実現する必要。

- ◎「フリーター等正規雇用化プラン」  
(3年間で100万人の正規雇用化)
- ◎ ニート等の自立支援の充実
- ◎ ジョブ・カード制度の整備・充実

#### 【目標】

※【 】内は07年(度)の数値

※若者(25~34歳)男性の就業率

2010年に92~93%【←91.0%】

※フリーター数

2010年までに170万人【←181万人】

※ジョブ・カード取得者数

2010年度までに若者を含め50万人

※地域若者サポートステーション  
によるニート等の進路決定者割合

2010年度に30%【←24.8%】

※進路決定者割合の【 】内は06年7月~08年2月の実績。

### 女性 女性の就業希望の実現

団塊ジュニア世代が30代後半を迎える中、働きながら子育てできる環境整備に早急に取り組み、出生率の回復を目指す。

- ◎「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、保育施策等の質・量を充実
- ◎ 新たな次世代育成支援の枠組みの検討
- ◎ 仕事と家庭の両立支援
- ◎ 再就職・起業・継続就業支援の充実

#### 【目標】

※女性(25~44歳)の就業率

2010年に66~68【←65.5%】

※3歳未満児の保育サービス利率

2010年に26%【←20.3%】

(新待機児童ゼロ作戦関係)

※ポジティブ・アクション取組企業

2010年度までに40%超【←20.7%】

※ポジティブ・アクション取組企業の【 】内は06年度実績。

### 高齢者 いくつになっても働ける社会の実現

団塊の世代が60代を迎える中、その能力・経験を発揮できる枠組みを早急に作る必要。

- ◎ 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進
- ◎「団塊世代フロンティアプロジェクト」等
- ◎ 多様な就業形態による生きがい対策の推進

#### 【目標】

※高齢層(60~64歳)の就業率

2010年に56~57%【←55.5%】

※65歳以上定年企業等の割合

2010年度までに50%【←37.0%】

※「70歳まで働ける企業」

2010年度までに20%【←11.9%】

※シルバー人材センター会員

2010年度までに100万人【←76万人】

### 障害者等

### 「福祉から雇用へ」推進5か年計画

セーフティネットを確保し、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるようにする必要。

- ◎ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- ◎ 障害者雇用促進法の改正
- ◎ 生活保護世帯・母子世帯に対する就労支援の拡充

#### 【目標】

※ハローワークの障害者就職件数

2008~2010年度で14.4万件  
【05~07年度実績 約12.8万件】

※雇用されている障害者の数

2013年度に64万人【←約50万人】

※生活保護受給者・母子家庭の母等の就職率

2010年度に60%【←53.0%】

※雇用されている障害者数の【 】内は03年11月時点。  
※生活保護受給者等の就職率の【 】内は2月末までの実績。

## 生活者の視点に立って「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

- ◎情報提供機能の強化
- ◎ワンストップ相談体制の整備
- ◎労働関係法令の遵守徹底・働くことに関する教育の充実
- ◎生活者視点の政策立案

# 1. 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

## 若者 — 若者の自立の実現

### (1) 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進

- ◎ 就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター、30代後半の不安定就労者)を重点に就職支援を集中的に実施。
- ◎ 職場定着までの一貫した支援により雇用・生活の安定を実現。
- ◎ 新たに30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援。
- ◎ 若者の応募機会拡大に向けた企業の取組を促進。

### (2) ニート等の自立支援の充実

- ◎ 地域若者サポートステーションを拡充し地域の連携協力を強化。
- ◎ 若者の意識改革・働く意欲の喚起(若者自立塾等)。

### (3) 実践的訓練・能力評価等を行うジョブ・カード制度の整備・充実

- ◎ 中央・地方のジョブカード・センターを開設し、協力企業を拡大。
- ◎ ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備。
- ◎ 職業訓練期間中の生活保障
  - 協力企業に対する助成制度を充実(Off-JTを含む訓練期間中の賃金負担を軽減)。
  - 訓練受講者に対する貸付制度を充実。

## 女性 — 女性の就業希望の実現

### (1) 「新待機児童ゼロ作戦」の展開

- ◎ 保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化。
  - 保育サービスの量的拡充、家庭的保育など提供手段の多様化。
  - 女性の就業率の高まりに応じた計画的な整備。
- ◎ 今後3年間を集中重点期間として取組を推進。  
※ 質・量の拡充のためには一定規模の財源確保が必要不可欠。税制改革の動向も踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の具体的な制度設計を検討。

### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ◎ 仕事と育児等を両立できる環境整備に向けた制度的対応を検討。
- ◎ 事業所内保育施設の設置・運営の支援の充実と地域開放の推進。
- ◎ 中小企業の行動計画策定を促進する「2か年集中プラン」を実施。

### (3) 再就職・起業・継続就業支援の充実

- ◎ 地域の就業支援・子育て支援施設等とのネットワークの構築などマザーズハローワーク事業の充実。
- ◎ 先輩起業家等によるアドバイスなど女性起業家への支援。
- ◎ ポジティブ・アクションの集中的な周知、具体的なノウハウ提供。

## 高齢者 — いくつになっても働ける社会の実現

### (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進

- ◎ 高年齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導の徹底。
- ◎ 処遇体系の見直し等のモデル的取組に対する支援措置の実施。
- ◎ 「70歳まで働ける企業」に対する奨励措置等の拡充。
- ◎ 高年齢者の身体特性に配慮した安全衛生対策の促進。

### (2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備

- ◎ 「団塊世代フロンティアプロジェクト(仮称)」の推進。
  - 高齢者向けジョブ・カードの普及促進による円滑な再就職の促進。
  - 地域貢献活動の情報・職場体験機会の提供。
  - 団塊世代等の有する技能の円滑な継承に向けた支援の充実。
- ◎ 再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備。

### (3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

- ◎ シルバー人材センター事業の推進等。

## 障害者等 — 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進

### (1) 障害者対策の拡充

- ◎ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化。
  - 就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援。
  - 障害者就業・生活支援センターを全障害保健福祉圏域に設置。
- ◎ 障害者雇用促進法制の整備。
- ◎ 中小企業における障害者の雇用促進のための重点的な支援。
- ◎ 障害者に対する職業訓練の充実・強化。
- ◎ 精神障害・発達障害など障害特性に応じた支援施策の充実・強化。
- ◎ 「工賃倍増5か年計画」の推進。

### (2) 生活保護世帯、母子世帯に対する就労支援の拡充

- ◎ ハローワークと福祉事務所等との連携による「就労支援チーム」の体制を強化し、担当者制の一貫した就労支援を推進。

### (3) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

## 2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

### 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備

#### (1) 若者を中心とした安定雇用の実現

- ◎ 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進(再掲) など

#### (2) 正社員以外の方々の待遇の改善

- ◎ 日雇派遣の適正化等に向けた派遣元・派遣先に対する重点的な指導監督を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」の着実な実施。
- ◎ 派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題を早期に検討。
- ◎ 有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインの策定と正社員転換に積極的に取り組む中小企業事業主の支援。
- ◎ 改正パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進。
- ◎ パートタイム労働者に対する社会保険適用の拡大。
- ◎ 正社員以外の方々のジョブ・カード活用による正社員転換支援。

#### (3) 適正な雇用関係の構築

- ◎ 労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の内容について、中小企業への浸透に重点を置いて周知を徹底。
- ◎ 改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体の活用による労使をはじめ国民に対する最低賃金額等の周知・徹底。

### 仕事と生活の調和の実現

#### (1) 就労による経済的自立

- ◎ 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進(再掲) など

#### (2) 健康で豊かな生活のための時間の確保

##### ① 労働時間等の見直しに向けた取組の促進

- ◎ 「仕事と生活の調和憲章」等の趣旨を盛り込んだ改正後の「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発。
- ◎ 仕事と生活の調和実現に向けた業種・地域等の取組の促進。
- ◎ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施。

##### ② 企業におけるメンタルヘルス対策の支援

- ◎ メンタル不調者の発生防止や早期発見・早期治療、休業した労働者の職場復帰支援に至るまで一貫した取組を充実・強化。

##### ③ 長期の教育訓練休暇を含むキャリア形成の取組への支援

- ◎ 長期の教育訓練休暇の付与や、自発的能力開発のための時間を確保する制度を導入する企業に対する支援制度の創設。
- ◎ 企業が行うキャリア形成の取組の診断サービスの提供、その結果を踏まえたキャリア形成支援制度導入企業への支援。

#### (3) 多様な働き方・生き方の選択

- ◎ 短時間正社員制度の導入促進。
- ◎ 在宅勤務ガイドラインの見直し等による適正な労働条件下でのテレワークの普及促進。
- ◎ 在宅就業を良好な就業環境の下で実施するための検討。

### 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

#### (1) 地域雇用対策の充実

- ◎ 都道府県が就業支援に取り組む場合に国と都道府県が共同で行う「ふるさとハローワーク推進事業(仮称)」の創設。
- ◎ 雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の創意工夫を活かした創業や、雇用創出に貢献する事業に対する支援を強化。

#### (2) 人材面からの中小企業支援

- ◎ 生産性の向上に向けて人材確保等に取り組む中小企業等の支援。
- ◎ 産官共同による「ものづくり人材」の育成に向けた取組を強化。

#### (3) 介護人材の確保・定着

- ◎ ハローワーク等におけるマッチング機能の強化及び雇用管理改善を実施する事業所に対する支援の実施。

### 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

#### (1) 情報提供機能の強化

- ◎ HPの活用など、労働関係法令等に関する情報提供機能を強化。

#### (2) ワンストップ相談体制の整備

- ◎ 総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応。  
各種雇用関連助成金の相談に総合的に対応。

#### (3) 労働関係法令の遵守に向けた指導監督の徹底と、働くことに関する教育の充実

#### (4) 生活者の視点に立った政策立案

- ◎ 労働施策の具体化に当たっては、生活者重視の政策立案を行う観点からも、公労使三者構成の労働政策審議会での審議が重要。

## 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

フリーター等の若者、パートや有期契約等の非正規労働者の安定した雇用・生活を実現します

### ○ フリーター等の若者が早急に安定就職できるよう支援します

→ 年長フリーター、30代後半の若者を重点に、試行的雇用制度を活用するなど、就職促進から職場定着までの一貫した支援を集中的に進めます。

### ○ パートや有期契約の労働者について、正社員化や均衡処遇の確保を進めます

→ 正社員化に取り組む企業への支援に加え、短時間正社員制度やフルタイムで働く有期契約の労働者への正社員と共通の処遇制度を導入する企業に対する支援を行います。

### ○ 住居のない不安定就労者の雇用と生活を総合的に支援します

→ ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、入居費用・生活資金の貸与等の支援を行います。

### ○ 非正規労働者に対する健康保険や厚生年金の適用も進めていきます

→ 現在国会で継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指します。その後、更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討します。

非正規労働者、ニートの方々の安定した就職、自立生活につながる能力開発を支援します

### ○ 「ジョブ・カード」(座学と実習を組み合わせた訓練の実施、職務経歴や職業訓練、能力評価等の情報を就職活動に活用する仕組み)制度を整備し、支援を充実します

→ 訓練期間中の生活保障のための給付ができる仕組みを創設し、参加企業への支援を抜本的に拡充します。

### ○ ニートの方々の自立に向け、支援を充実します

→ 地域若者サポートステーションの箇所数を増やすとともに、地域内の若者支援機関と連携・情報共有を進めます。また、若者自立塾の訓練メニューを多様化します。

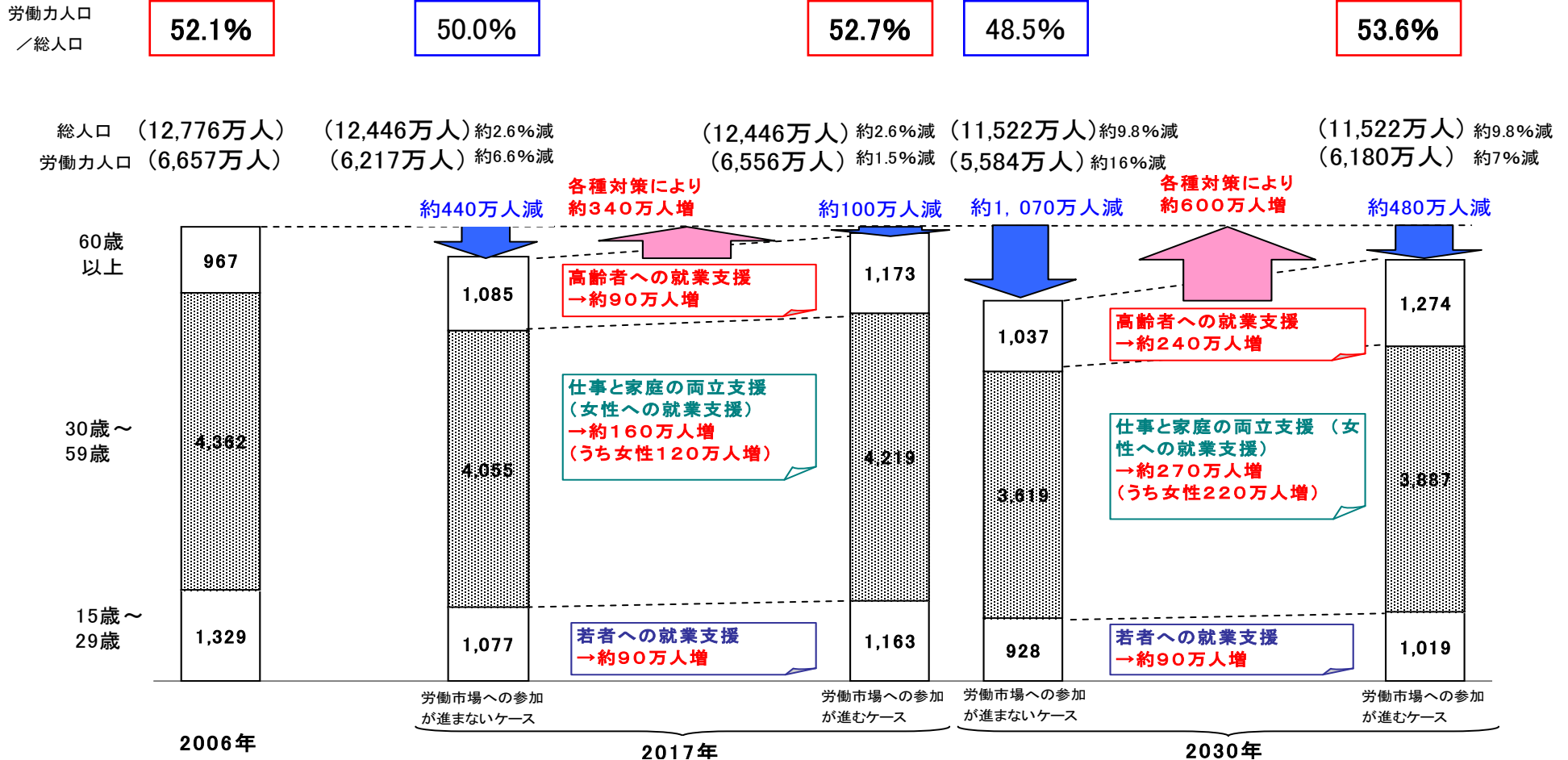
派遣等で働く労働者が安心・納得して働けるよう労働者派遣法制の見直し等を行います

### ○ 日雇派遣の規制等派遣労働者の待遇の改善を図ります

→ 労働者派遣法の改正法案の臨時国会への提出を目指します。また、偽装請負や違法派遣の一掃に向けて指導監督を徹底します。

# 労働力人口の見通し

○ 若者、女性、高齢者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整えることによって、総人口の減少率よりも労働力人口の減少率を一定程度抑えることが可能。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。

労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJILPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果。

(注) 1 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース

(注) 2 2017年、2030年における総人口及び労働力人口の推計横の割合については、2006年における総人口又は労働力人口と比較したもの。